

第六十八回 参議院 大蔵委員会 會議録 第十九号

昭和四十七年四月二十日(木曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

四月十九日

辞任

松井 誠君

補欠選任

鶴園 哲夫君

出席者は左のとおり。

委員長

前田佳都男君

理事

柴田 栄君

嶋崎 均君

戸田 菊雄君

多田 省吾君

栗林 卓司君

委員

青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

河本嘉久蔵君

棚辺 四郎君

津島 文治君

松垣徳太郎君

成瀬 幡治君

横川 正市君

渡辺 武君

野末 和彦君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

労働大臣官房長

労働省労働基準

船田 謙君

長岡 實君

藤瀬 正勝君

渡邊 健二君

労働省職業安定

局審議官

事務局側

常任委員会専門

説明員

大蔵省理財局資

金課長

労働大臣官房勞

働保險徴収室長

中原 晃君

杉本 金馬君

福島 量一君

田中 清定君

本日の會議に付した案件

○労働保險特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○空港整備特別會計法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩振興開発金融公庫法案(第六十七回国会内

閣提出、第六十八回国会衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員

会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十九日、松井誠君が委員を辞任され、その補

欠として鶴園哲夫君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) 次に、労働保險特別會

計法案、空港整備特別會計法の一部を改正する法

律案及び沖繩振興開発金融公庫法案、以上三案を

便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次

御発言を願います。

○戸田菊雄君 前日に引き続き、労働保險特別

會計について質問してまいります。

〔委員長退席、理事柴田栄君着席〕

この前もいろいろと説明を聞いたのですけれど

も、その説明の内容で明らかになってきているこ

とは、法案自体がそうなんでありまして、労災保

險と失業保險の保險料の受け入れですね、いわゆ

る徴収を、これはまさしく一元化されているので

すね。しかし、給付關係においては同一の特別會

計ではありますけれども、労災勘定と失業勘定、

いわゆるこういう二本建てになっている。はたし

てこれで、徴収の一元化をはかる、しかし、給

付は従来どおり、こういうのがいまの法案の内容

だと思ふのですね。これで一体だけ実益とい

うものが考えられるか、その辺の見解について聞

かせてもらいたいと思ひます。

○政府委員(藤瀬正勝君) 労災、失保の適用徴収

を一元化したということとは、この前も御説明を

申し上げましたように、実は二年前にそういうこ

とで法律案を提出いたしまして成立をいただいた

わけでございますが、そのねらいといたしまして

ころは、労災保險、失業保險、いずれにつきまし

ても、五人未満の零細事業場が強制適用になつて

いないということでございます。これにつきま

しては、長年各種審議會等からも強制適用にすべ

きであるという意見が出されておりますし、私ど

も行政担当者いたしましたし、いわば一番弱

い、一番そういう補償を必要とする分野におい

て強制適用が実現をしないというふうについ

ては、年来何とか実現をしようというふうと思

てまいったわけでございます。そこで二年前にい

ろいろくふうをいたしました。この適用徴収の面

を一元化することによって、非常に困難な問題を

とにかく一歩前進させまして、たてまえとしては

全面的な適用を実現するということでは、お願いを

いたしましたわけでございます。

そこで、いまお尋ねの点は、適用徴収だけを

一元化しても、労働保險としては一本ではないじや

ないか、こういう御趣旨だと思ひますけれども、

元来あらゆる保險を一本で扱うべきかどうかとい

うことは、これは非常に大きな問題でございま

て、厚生省所管の保險を含めまして、全体の社会

保險を一元的に処理したいというのではないかと

いうような考え方も、以前から各方面から述べら

れるところで、たとえばイギリスのように、ナ

ショナルインシュアランスというふうな制度を

とっているところもあるわけでございますが、た

だそれはまあ非常に大きな問題でございませう

けれども、とりあえず二年前にお願いをいたしま

したのは、先ほど申し上げておりますように、五人

未満の適用をやつたらということについては、ば

らばらでは何としても零細な事業場が非常に多

いということから、事務の簡素化を進めて、そう

してこれを實現したいということ、適用徴収の一

元化ということをお願いをいたしましたわけござ

います。

そこで、労働省所管の両保險は、それぞれた

たえも違い、沿革も違つてございませうが、勞

働關係に基づく場における保險という点では、一

つの共通の面を持っておりまして、その適用徴

収についてこれを一元的に処理する、かようにし

たわけでございます。給付につきましては、それ

ぞれ保險事故が、業務上災害、失業という異質

なものでありまして、したがって、それぞれの保

給付は内容を異にしてございませう。また給付事由の

認定という実務的な面でも、それぞれ違つてお

りますので、元來給付の一元化というものはな

かなじみにくいものでございませう。

そこで、先ほど來御説明しましたような趣旨

で、適用徴収の面に限りまして、一元化をしたい

ということ、法律案を二年前にお願いした、こ

ういう次第でございませう。

○戸田菊雄君 いま藤瀬官房長から答えられた内

容等については、この前の回答でもおおよそ説明

されておるわけですから、制度上一つは、

五人未満の事業場、こういうものをい

拡大をはかっていくことはわかりませんが、事務簡素化をはかっていく、こういうことにもなりませぬ。そういうところで、特別会計法案というものを制度上改善したということではわかるのですが、その徴収事務の一元化だけであって、給付関係に対する内容は、それぞれ別途勘定でやられるか、制度上どうしてもいまの段階でできないか、あれは何か現行別勘定、労災、失業、それぞれ勘定でやっていることが実益になるから、給付体制としてやっているのか、それはどっちなんですか。

○政府委員(藤縄正勝君)

適用徴収に限っての一元化でも、どういふところに実益があるのか、あまり実益がないじゃないかという御趣旨の御質問であります。適用徴収を従前どおりばらばらでやっておりますと、それぞれの保険において、当然のことながら事業場に対して適用し、それぞれ徴収するということになりますけれども、今度の一元化の適用にいたしますと、全部というわけにはいきませんが、大部分の事業場につきましては労災、失保一度にまとめて保険料を取ります。概算保険料を取るといふようなことで処理をいたしますし、事業主のほうの側から申し上げても、従来労災、失保、それぞれに保険料を納めるといふことになっておりましたものが、とにかく保険料の側面におきましては一本で済むというふうなことで、そういった点で役所のほうも、それが私どもとしては一番のメリットであるというふうなことを考えております。

○戸田菊雄君

将来は、給付関係は制度上どういふふうな、もし改善するとすれば考えておられるか、その辺の見解をひとつ。

○政府委員(藤縄正勝君)

労災、失保、両保険につきまして、前回の委員会におきまして、先生方からその給付の中身についての改善意見が種々出されたわけですが、私どもといたしまして

でも、両保険の給付の拡充につきましては、今後ともそれぞれの分野で検討を進めたいと思っております。いま直ちに両保険を給付の面で一本にするという考えはないわけでございます。とりあえずは適用拡大を進める、それから給付水準あるいはこの前御意見のありました最低額等々につきましては、今後実情に即して改善を積み重ねていく、あるいはまた労災保険等につきましては、御承知の通勤途上災害等についての制度の拡充というふうなことも現在検討されておるというわけでございます。そういう面での検討は今後も進めてまいります。一元化は適用徴収に限って進めたいというところでございます。

○戸田菊雄君

資料をいただいて、四十七年の適用外五人未満事業場も相当あるわけでございますが、今後五人未満の対象事業場の加入数どのくらいあるのか、どのくらいを考えているのか、その数字をちょっと教えていただきたい。

○政府委員(藤縄正勝君)

昭和三十六年度末で申し上げますと、労災の適用は百二十七万事業場になっております。失業保険は七十四万五千の適用事業場になっております。これを四十七年度末、つまり本年度末には労災で百四十四万四千、失業保険で九十七万二千に適用拡大をしていきたいというふうなことを考えております。この数字の中で、純然たるこの五人未満の適用拡大に限って言いますと、労災では五万二千でございます。失業保険では十一万三千でございます。そのほかに事業場の自然増がございますので、いま申し上げたような数字に相なるわけでございます。

○政府委員(藤縄正勝君)

今後どういふふうなこの数字が拡大をしていくかというお尋ねでございますが、私どももいたしましては、前回の委員会でもお答えを申し上げましたように、まあ三年程度をめどに全面的な適用拡大を実現したいという腹づもりでお

ります。ただ先生十分御承知のように、零細事業場の把握ということにつきましては、非常にむずかしい問題がございます。完全な把握ということとがなかなかできない側面がございます。そこで事業場の自然増を見込みまして、将来どのくらいあるか、それとどこまで実際問題として適用を伸ばしていかれるかというふうな重要な要素がございます。必ずしも明確な数字を私どもとして確認を持って申し上げる段階ではないわけでございますが、四十七年度末につきましては、先ほど申し上げたようなものを持っておるわけでございます。なお四十七、四十八、四十九、五十年というところで、五十年度末におきましては、まあまことにこれは一応の試算でございますが、労災において約二百萬、失業保険において百七十萬ぐらゐの事業場の適用を見ることができるといふふうな数字も踏んでおるわけでございます。

○戸田菊雄君

いま説明がございましたように、労災保険の法律案そのものの推移から言っても、大体零細事業場にも適用拡大されていきますと、約二百萬ぐらゐ、とにかく増加をされるという状況だろうと思っております。そういうことになりましても、事業場もふえますが、当然保険料、こういったものもふえていくわけですから、そういったものが急激に増加する傾向になると思っております。そういうことになってまいるわけでありませぬけれども、どうもこの法案全般をながめて見ますと、本特別会計のねらいといえますか、それはどうも国家、この財政の資源として、財投のいわば融資計画などに多く振り向けていこう、そういう意図があらわれているんじゃないだろうか。こういうふうな推測できるんでありますが、その辺の見解はどういふふうなことを考えているか。

○政府委員(藤縄正勝君)

いま御指摘になった点は、おことばでございますけれども、私どもはさように考えていないと申します。かりに先生のおっしゃるようなことであれば、むしろ零細事業場というのはいへん能率の悪い話でございます。五人未満の適用などに踏み切るのは下の下

の策ということに相なるわけでございます。しかしながら、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、五人未満の零細事業場のようなどころは、実は一番こわいような労働なり失業の危険にさらされておるところであり、そういうところから保険制度を導入すべきだということを、私どもとしては年来考えております。各方面から御意見が出されました。二十五年間なかなかむずかしい問題でございますから、実現を見なかつたことと申しては、いつまでたつてもこの問題が実現いたしませんので、たいへん困難なことは承知の上で、こういった行政事務の簡素化を実現しながら、全面適用しようということでございます。その点は私どもとしては文字どおり零細事業場の適用拡大ということが、そもそもそのねらいであるということでございます。もちろん御懸念のようにたいへん把握という点では問題がございます。ので、労働保険事務組合というふうな制度も大いに活用いたしまして、できるだけ早い機会に全面適用を実現していきたいということでございます。

○戸田菊雄君

本特別会計が徐々に強化拡大されていくわけですが、どうもそういうことになりますと、特別会計だけではまかない切れない。何か別に特殊法人的なものですね、設置をして、それで運用をはかっていく。そういう事態になりかねないんじゃないかという気もするのですが、そういう見解はいかがですか。

○政府委員(藤縄正勝君)

こういった特殊な、たとえば労災事業、失業保険事業というものをどういふ形で運用するかということにつきましては、国によっていろいろな形がございます。イギリスのように、あらゆる社会保障を一本でやるというところもございまして、また御指摘のように、西ドイツあたりでは、失業保険につきましては、公社といいますが、連邦職業紹介失業保険公社というふうなもので運営をしてきた実績もござい

○政府委員(藤縄正勝君)

ましては、しかしながら、私どもといたしましては、こ

の両保険につきましては、現在のこのような特別会計を今後ずっと運営をしていくという考え方はそのとおりでございます。ただ福祉施設の面につきましては、従来から法律でもって、労災につきましては労働福祉事業団、失業保険関係につきましては雇用促進事業団というのをすでに設置をいたしてありまして、それによって全国的に労災病院等の福祉施設あるいは職業訓練、労働者の移転就職宿舎の建設等々の仕事を進めておることも御承知のとおり。またそういった施設の事業団、それから全体の会計経理の運用としては、こういった特別会計といったシステムを進めていくことにつきましては、当面私どもはこれで差しつかえないではないかというふうに考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 この保険料について、両保険の保険料を一本化して、労働者の賃金総額から、それに基づいて算定して一年一回払う。こういうことに今回徴収内容というものを変更したわけですね。そうしますと、この保険料は賃金総額を土台にして料率でもって掛けていきますので、毎年ベースアップが行なわれるということになります、それだけ保険金額も増大してふくらんでまいります。ただし、この給付のほうにおいては、そういういわば制度改正がない限り、この改定は行なわれないということになります、片や保険料はもうスライド的にベースアップがあれば自動的に上がっていく。ふくらまる。給付のほうは別途改正がなければこれはそのまま据え置きと、こういうことになっておると思うのですが、もちろん失業保険金額の自動的変更、十七条の三の①、こういうことがございますので、これはしかし、大臣がそういう措置をとらない限りこれは行なわれないわけですね。そうでしょう。だから片方は、どうしてでも据え置くというふうなところになりかねない非常にアンバランスな状況が私に生じてくるのではないかと考えますが、その辺の見解はいかがかとっておりますか。

○政府委員(藤縄正勝君) 保険料は毎年のベースアップが上がっていく、給付はきまっておりますから改定がない限りは上がらないのではないかと、御指摘でございますが、そういうことにはなっておりません。御指摘のように、保険料は賃金総額に保険料率を掛けますから、そういうことで年々ベースアップが上がっていくとすれば、それに比べて増大するということは御指摘のとおりでございます。給付の面におきましては、たとえば失業保険について申し上げますと、賃金の六〇％支給するわけでございます。それから労災保険につきましても休業補償はそういうたてまえになっております。それ以外の補償につきましては、平均賃金をベースに置いて算定されるわけでございます。したがりますれば、やはり賃金がベースアップで上がりますれば自動的に給付そのものが上がるわけでございます。ただ、前委員会でも御指摘がありました、最低額あるいは最高額につきましても、最低額はまあ賃金の六割ということだけれども、それではいかにも低いということとで六割では低過ぎるということもございまして、最低を押さえて、それから最高は、非常に高い賃金労働者につきましても、失業保険がいかにも高いということにつきましても、最高額を押さえるという考え方をございまして、これもときどき改定をいたしております。本年度も改定をいたしたわけでございます。それから、そういうことで改定を進めておりますので、賃金がベースアップで上がる、保険料だけが上がって給付は上がらないということはないというふうなふうに思っております。

○戸田菊雄君 いま官房長の説明されたとおりだと思っておりますが、問題になるのは、いわゆる最低額の問題だろと思うのです。過去の資料によって見まして、省令ベース等の場合は三年に一回程度の更新でできていますね。今回いたしたい程度で、千円なんですね。いまの千円といいますが、大体生活保護、予算書説明の内容にありますように、これは東京で三万二千円ですね。そうすると、一千万の場合ですと、これは二十五日計算でいっても日雇いの場合二万五千、各種のいろいろ

るな差し引きをいたしますと、おそらく私は二万ちよつとじゃないかと思うのですが、非常に低額ですね。障害を受けた、あるいは死亡した、そういういわば不幸な事態の中においてそういう事態に追い込まれるわけですから、確かにこの賃金の六〇％という基本的給付内容がございまして、いざいざにしてみてもこれは相当減額になりすから、そういう面についても更新制というものは、もっと私はスライド的に、いま、保険料あるいは給付内容の賃金を土台にした割合給付、というものを含めて制度上何かうまい改善策をとれないのか、その辺を伺いたい。その辺はどうですか。

○政府委員(藤縄正勝君) 戸田先生、前回の委員会で、その点を御指摘になったわけでございます。私、前回からずっとお聞きいたしておりました。できるだけ、低い労働者の失業補償あるいは労災補償について十分給付を引き上げるべきだという御指摘につきましては、私も全く同感でございます。ただ、いま御指摘になりましたように、いろいろな数字との合理的な関係を通じた、改定のメルクマールといえますか、基準というふうなものをご考慮かという点につきましては、まず第一には、いまおあげになりました生活保護との関係でございまして、おことばでございますが、私どもは生活保護と、そういう給付とを直接に比較するという問題は、あるのではないかと、おことばでございます。たとえば現在労働者の平均賃金は約八万ある、八万五千円ぐらいの水準にございまして、勤労者家庭の実収入は十一万ぐらいあるわけですから、生活保護というのはいわば世帯における生活水準の最低を保障するという考え方でございまして、世帯収入と生活保護は見合うわけでございます。賃金は、もしそういうものがかりにあるとすれば、最低賃金がそれに対応する性質のものである。賃金労働者の収入が、即勤労家庭の全収入には、平均的にいうとならないわけでございます。そういう比較が正しいのではないかと、思

うわけでございます。そこで、最低額につきましては、前回は労災管理課長等から申し上げましたように、現在における最低賃金の推移というものも見きわめながら、最低額を押さえるというわけでございます。そのような考え方でございまして、最低額はきめておるわけでございます。ただ、繰り返して申し上げますが、できるだけそういう低い階層における補償を十分なものにするべきだという御指摘については、全く同感でございます。

○戸田菊雄君 常用労働者一人平均月間現金給与総額、これも、現在は産業別に、建設業あるいは衣服・繊維製品、木材・木製品あるいは卸売・小売業、流通部門、金融・保険、これ現在どのくらいになっておりますか。

○政府委員(藤縄正勝君) 手元でございます資料で、毎月勤労統計調査の数字を申し上げますと、四十六年平均で、調査産業計は八万五千二百二十円、これが平均でございますが、建設業は八万三千八百四十八円に相なっております。製造業でございますと、合計で八万一千十円ということになっております。さらにこまかい数字でございますけれども、もし必要でございすれば……。

○戸田菊雄君 卸売、小売業、流通部門はどのくらい。

○政府委員(藤縄正勝君) 卸売、小売業は、それに見合う数字は七万九千五百円でございます。

○戸田菊雄君 金融・保険業は、

○政府委員(藤縄正勝君) 金融・保険は九万八千三百九十八円でございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、かりに、もちろん保険料はそれぞれ賃金総額によってやられますから、それそれ違いますが、大体一つの例として、卸売、小売業七万九千ですから、大体労災保険等の場合はその六〇％、賃金です。ね。となると頭から四割減取となりますから、相当生活は苦しくなる。これは片一方の治療費がふ

るな差し引きをいたしますと、おそらく私は二万ちよつとじゃないかと思うのですが、非常に低額ですね。障害を受けた、あるいは死亡した、そういういわば不幸な事態の中においてそういう事態に追い込まれるわけですから、確かにこの賃金の六〇％という基本的給付内容がございまして、いざいざにしてみてもこれは相当減額になりすから、そういう面についても更新制というものは、もっと私はスライド的に、いま、保険料あるいは給付内容の賃金を土台にした割合給付、というものを含めて制度上何かうまい改善策をとれないのか、その辺を伺いたい。その辺はどうですか。

るな差し引きをいたしますと、おそらく私は二万ちよつとじゃないかと思うのですが、非常に低額ですね。障害を受けた、あるいは死亡した、そういういわば不幸な事態の中においてそういう事態に追い込まれるわけですから、確かにこの賃金の六〇％という基本的給付内容がございまして、いざいざにしてみてもこれは相当減額になりすから、そういう面についても更新制というものは、もっと私はスライド的に、いま、保険料あるいは給付内容の賃金を土台にした割合給付、というものを含めて制度上何かうまい改善策をとれないのか、その辺を伺いたい。その辺はどうですか。

○戸田菊雄君 常用労働者一人平均月間現金給与総額、これも、現在は産業別に、建設業あるいは衣服・繊維製品、木材・木製品あるいは卸売・小売業、流通部門、金融・保険、これ現在どのくらいになっておりますか。

○政府委員(藤縄正勝君) 手元でございます資料で、毎月勤労統計調査の数字を申し上げますと、四十六年平均で、調査産業計は八万五千二百二十円、これが平均でございますが、建設業は八万三千八百四十八円に相なっております。製造業でございますと、合計で八万一千十円ということになっております。さらにこまかい数字でございますけれども、もし必要でございすれば……。

○戸田菊雄君 卸売、小売業、流通部門はどのくらい。

○政府委員(藤縄正勝君) 卸売、小売業は、それに見合う数字は七万九千五百円でございます。

○戸田菊雄君 金融・保険業は、

○政府委員(藤縄正勝君) 金融・保険は九万八千三百九十八円でございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、かりに、もちろん保険料はそれぞれ賃金総額によってやられますから、それそれ違いますが、大体一つの例として、卸売、小売業七万九千ですから、大体労災保険等の場合はその六〇％、賃金です。ね。となると頭から四割減取となりますから、相当生活は苦しくなる。これは片一方の治療費がふ

るな差し引きをいたしますと、おそらく私は二万ちよつとじゃないかと思うのですが、非常に低額ですね。障害を受けた、あるいは死亡した、そういういわば不幸な事態の中においてそういう事態に追い込まれるわけですから、確かにこの賃金の六〇％という基本的給付内容がございまして、いざいざにしてみてもこれは相当減額になりすから、そういう面についても更新制というものは、もっと私はスライド的に、いま、保険料あるいは給付内容の賃金を土台にした割合給付、というものを含めて制度上何かうまい改善策をとれないのか、その辺を伺いたい。その辺はどうですか。

えていく。いろんな面で経費が高まってきましたね。で、大体いまのところ、平均賃金をあげていただきまして、たとえば国鉄の賃金等の場合ですね、一日の食費が約九十二円くらいしかとれないんですね、平均にして八万七千とらしいのですが、そういう中において一万二千から二万円見当の賃金が不足だと、こういう、これは実態調査で明らかになっている。そういう非常に低賃金に置かれている中において、さらにこの六〇%支給といつても、相当これは深刻なものがあろうと思うのです。ですから、そういうものに対しては、社会福祉充実であるとか、あるいは社会保障の充実であるとか、そういうことをいろいろ口では言っているけれども、保険そのものが、内容一つとってみても、私はほど遠いものである。大体この労災保険なんか考えてみたら、イギリスから三十年くらいもおくられているのが日本の現状なんです。だから、内容においても、制度においても、給付一つ見ても、たいへんな冷遇態様にあることだけは間違いない。だから、もう少しそういうものを時代に即応して抜本改正をしてもいいじゃないかというように考えるんですけれどもね。これはしかし相対的な問題ですから、それだけ、保険だけに全体をしわ寄せして、いま一足飛びにやりなさいと、こういう意味じゃない。労働省としてはそういう面を相対的に考える必要があるんじゃないか、こういうように考えるんですけれども、その辺の見解はどういう考えをお持ちですか。

○政府委員(渡邊健二君) たいだいまの御質問、労災保険の給付を中心とした給付改善の点であったと思っておりますので、私からお答えを申し上げます。業務上負傷または疾病にかかる、あるいは死亡された方々の災害補償につきまして、われわれといたしまして、できるだけ手厚い補償をしてあげるように考えるべきだという点は全くおっしゃいますとおりでございます。そういう意味

におきまして、私も労災保険等につきましては、三十年以降数次にわたりました改善をはかり給付の引き上げをはかっているわけでございまして、最近では四十五年にも改正をさせていただいたわけでございます。その結果現在の給付水準と申しますのは、もちろん世界で最高というわけではございませんけれども、一応ILOの国際条約等によって示されております災害補償の水準等から見まして、百二十一号条約の給付水準等に一応適応しておる、われわれかよりに考えておるわけでございます。そういう意味で、国際的に見ても遜色があるものではないと、かように考えております。休業の場合の六〇%といったような率にいたしまして、ILO百二十一号条約では標準労働者の報酬の約六〇%を基準にせよというふうなことでございますので、一応それに、水準には適応しておると、われわれかよりに考えております。ただ先生おっしゃいましたとおり、こういう業務上災害にあわれた方々の補償等につきましては、福祉の向上をはかる趣旨から、できるだけ手厚くできるものはして差し上げたいという点はおっしゃるとおりでございます。そういう意味におきまして、われわれといたしまして、今後とも労災保険の給付の改善等については努力をしていきたい、かように考えております。

現在この労災保険の給付水準は、災害補償という意味におきましては、基準法に災害補償の規定がございまして、内容的にはそれを上回っておりまして、一応基準法の災害補償というものを保険するというところで労災保険が突出いたしました。その制度の趣旨から申しまして、基準法の災害補償との関連を考え、そういう上に立って現在の仕組みができておるわけでございます。しかしながら、基準法ができたのは昭和二十二年四月でございます。以来四分の一世紀もたつておるのでございます。はたして基準法のもとにあつて、基準法の災害補償自身がいまのままでいいのかどうかという点も問題がございまして、そう

いう意味におきまして、基準法につきましては二、三年来基準法研究会というものを設けまして、基準法の過去二十五年にわたる運用状況及びそれに伴う問題等を検討をし、それについての意見を出していただいているわけでございまして、逐次安全衛生だとか、あるいは労働時間、休日などについて意見が出されてきているわけでもございまして、引き続きこの災害補償等の問題も含めまして、基準法の残りの分野についていま検討が進められております。基準法研究会からこれら災害補償につきまして、何らかの御意見が今後出されてまいりますれば、われわれといたしましては、そういう御意見を十分尊重し、基準法と労災保険、両方の関係等をも考慮しながら、今後とも労災保険の結付内容の改善について検討していきたいと、現在かよりに考えておるところでございます。

○戸田菊雄君 長岡主計局長にお伺いします。資金運用部の資金状況についてお伺いしたいのですが、ことに負債の部は、現行どういふ状況になっておりましたか。郵便貯金、郵便振替預託金、これが一つ。それからもう一つ、簡易生命保険郵便年金預託金、厚生年金預託金、国民年金預託金、その他、こういう見当でけっこうです。が、現行の状況をひとつお知らせください。

○政府委員(長岡實君) 担当の理財局資金課長がまいっておりますので、資金課長からお答えを申し上げます。

○説明員(福島量一君) お答えいたします。昭和四十七年三月末現在、四十六年度末現在でございますが、資金運用部資金の預託金のうち、郵便貯金及び郵便振替預託金が九兆五千六百五十八億八千八百万円、それから簡易生命保険の預託金が四千五百八十三億五千五百円、厚生年金保険の預託金が五兆三千六百二十三億二千三百万円、それから国民年金の預託金が九千八百八十億二千四百万円、それからその他の特別会計等からの預託金が一兆七千六百六十七億五千七百円、それから特別会計の積み立て金等の、その他に当たるわけで

ございますが、これが七百三十五億八百万円、以上合計いたしました十八兆一千四百四十八億五千万円、これは百万単位で申し上げますが、四十六年度末の資金運用部の負債の部の合計でございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、いまこの負債の部のその他の預託金一兆七千何がしですね、この中にいま問題になっているこの労働特別会計の七百十億、この積み立て金が入っているという理解でいいですか。

○説明員(福島量一君) そのとおりでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、この予算の説明書で、政府発行の四十七年度の予算説明書でありまして、この九六ページにまいりますと、四十七年財政投融資計画の一覧表が全部載っているわけなんです。この中に一応この労働者の財投計画に該当するものが相当項目あるわけでありまして、保険関係に関すると思われる項目を拾い上げてみますと、一つは年金福祉事業団あるいは雇用促進事業団あるいは労働福祉事業団等々が明細に載っているわけなんです。これは総体金額から見ますと、資金計画の合計が三兆一千三百三十四億円で、これは資金運用部資金その他いろいろございまして、

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕相当膨大なものがあるのですが、それから見るに、数としては非常に少ない状況になっております。だから、こういうものについて七百十億積み立て金やった、しかし、雇用促進事業団に二百七十億、労働福祉事業団に二十億じゃないですか、最後を見ますと、もう少しそういう面に対しては私は労働者に対する投資方式をとつてもいいじゃないか、だから、全部別項目の中でまるきり保険加盟者に関係のないところでこの流用をやられる、財投計画一つ見まして。だから、そういう財投資金計画の内容がもう少し検討されて、少なくともこの保険加盟者の保険剰余金が七百十億も積み立て金として入っているとするならば、その三分の一くらいは少なくともこれに投資をする、も

ちろん一般会計からの繰り入れはありますよ、現勘定に對して。ありますけれども、こういう部面の流用その他使用についても少し考えてもいいんじゃないかという考えを持つのですけれども、その辺の見解はどういうふうに考えておりますか。

○説明員(福島量一君) 先ほどの御質問と、私ちょっと数字を取り違えて御説明申し上げましたので、それから訂正させていただきます。先ほど申上げました四十六年度末の預託金の一兆七千六百六十七億五千七百円の中に、ただいま御審議願っております。現在の失保特会あるいは労災特会からの預託金——これは資料としてお手元に提出してございしますが、失保特会は三千六百十三億円……。

○戸田菊雄君 どの資料ですか。けさもらったやつですか、三枚つづりの。

○説明員(福島量一君) その一番最初のページでございますが、一番右の欄に「四十六年度」と書いてございしますが、そのうちの三千六百十三億円が失保特会からの預託残高、それからその次の労災特会の預託残高、これが八百八十億円。合計いたしましたすと、失保特会、労災特会からの合わせました預託残高は四千四百九十三億円、こういうふうになつております。一兆七千億の中に四千四百九十三億円が預託されている。これが三月末の残高でございます。

○戸田菊雄君 その他の預託金の一兆七千億の中には四千四百九十三億が含まれているという理解ですね。そうですね。

○説明員(福島量一君) そのとおりでございます。

○戸田菊雄君 総体の四分の一程度含まれているわけですね、その他の預託金だけで見ると。全体とすれば十八兆円ですから、そう大きい額ではないですけれども、ですから、こういう問題について先ほど質問しましたように、もう少し労働者還元方式を考えてもいいんじゃないかという気がするんですが、その辺の見解はどうですか。今

後の問題も含めて回答してください。

○説明員(福島量一君) 資金運用部資金を中心としたしまして、財政投融资計画が仕組まれておるわけでございますが、財政投融资計画におきましても、国民の生活福祉、あるいは環境整備、そういったものに重点を置いて策定しておるところでございます。四十七年度計画で申しますと、住宅、それから生活環境整備あるいは文教、中小企業、そういったものを合わせました、国民に對しまするいわゆる国民生活に比較的関連の強い部分に對します資金配分は、全体の五八%強にのぼつておるわけでございます。先生御指摘の、この労災あるいは失保特会からの預託残高のわりには、たとえは労働福祉事業団でございしますが——これは来年度から始まるわけでございますが、従来からやつておりました雇用促進事業団に對する資金配分が少ないうえに、この御指摘だと思つてございしますが、この資金運用部の資金配分につきましては、「予算の説明」を御参照いただきますと御理解願えるかと思つてございしますが、たとえば病院でございしますとか、あるいは国民公庫でございしますとか、あるいは地方債の上水道その他もろもろのものに広くこれを配分してございまして、従来財投計画の発足当初は、いわゆる基幹産業向けのものがかなりウェートを占めておつたわけでございますが、それが非常にダウンいたしました。国民生活関連の部門を重点にして運用しておるわけでございます。具体的には、たとえば労災あるいは失保特会の預託金をそのまま直接、何と申しますか、関連の部門へのいわゆる還元融資的な考え方につきましては、まあ御承知のように、資金運用部資金というものが、全体の財政的資金を総合運用して、そのときどきの時代の要請に對して、総合的な見地から資金配分を行なつておるという立場から申しますと、特定の原資を、いわば引き当てに特定の部門に一定割合を配分するということ、いわばむきつけ的な方向にならうかと思つてございしますが、そういうものにつきましては、資金配分全体のあるべき姿をゆがめるおそれもある

ということも考えられるわけでございます。そういう個々の資金の性格というよりは、全体としての資金配分をどうやるべきかという点に重点を置いていきたい。かつまた、それがこの数年來、いわゆる基幹産業あるいは大産業向けから、順次国民生活関連部門を重視しつつ資金配分を行なつておるというところは、別に財投計画についておきます使途別分類表等を御参照願えれば御理解願える、このように考えております。

○戸田菊雄君 まあ確かに、資金課長が言われたように、財投計画そのものも総合的な運用の中で十分検討されなければいけないらうと思つてございします。私もそういう意見については全く賛成なんです。じゃ、総合的にそういう内容が十分果たされているかという点、私はそうじゃないらうと思つてございします。

一つ一つ項目別に何つてまいりますが、まず「予算の説明」の一〇ページに、雇用促進事業団というのがある。いろいろな趣旨が書かれておつて、ことしの財政投融资計画というのは、四十七年度百九十億です。しかし、いまの雇用促進事業団が取り扱っている内容というものは、非常に広範なものであり、大量のものです。それがわずかに百九十億です。その内訳として、たとえば労働者住宅に對して百九十八億、福祉施設に對して十八億です。職業訓練施設に對して一億。総体でいっても二百二十三億。これで一体現行の必要経費と目されるものに対してどの程度の割合になつておるのか、その内容を説明してください。

○説明員(福島量一君) 各個別項目についての実績の数字は、実はいまお手元にちょっと持ち合わせないのですが、ここ数年來の雇用促進事業団に對しまする貸し付けワタ消化状況を見てまいりますと、これは過去四十五年度まででありまして、大体九七、八%から九九%ぐらゐの消化である。若干の不用額が実は出ております。この雇用促進事業団につきましては、実は一般のものを取り扱

いを異にいたしておりました。四十六年度百九十億が、これは貸し付け計画でございしますが、その間におつた消化率は四十六年度と四十七年度の二年間におつた消化率は、どちらかというところ、従来比較的に消化割合が落ちておりました。二年度目からかなり消化されるということでもございまして、特に四十六年度の場合、あくまで見込みでございしますが、百九十七億の貸し付けワタのうちで、三月末までに消化されると考えられるものが、大体十二億程度でございします。これは例年これに近いペースでございしますけれども、これをもちつて云々するわけにはまいりませんが、御承知のような国内の不況等の関係もございまして、労働者住宅の建設のテンポが非常にスローダウンしているというふうなことから、この面に對する資金需要が落ちてきておる。これはちょっと部門が違いますが、年金福祉事業団等においてもそういうことが言えます。厚生省に聞いたら、そこより言いますと、年金福祉事業団につきましても、いわゆる労働者住宅というものの建設が大幅にダウンしておつた状況でございします。私も来年度の計画の策定にあたりましては、そういう今日までの状況等も勘案しつつ、実は総合の伸び率で査定したつもりでおるわけでありまして、いま先生御指摘になります、ちょっと手元に数字がございしませんので、また後ほど答弁させていただきますと思つてございします。

○戸田菊雄君 資料でも、後ほど答弁でもけっこうなんです。もしできるなら資料をお願いしたいのは、資金運用部資金運用状況の資産の部と、それから負債の部のいま言われたやつ——負債の部については、いま聞きましたからこれはけっこうです。資産の部については、現行どうなつておるか、あとで資料としてお出し願いたい。

それで、時間があまりありませんから細部事項に入れませぬけれども、労働者に、労働者住宅百九十八億予算要求の内訳は、どういふふうになつて

おりますか、ことし。それをひとつお聞かせください。

それからもう一つは、職業訓練施設で現行どのくらいあるか。今年度予算でもどのくらい増で要求しておられるのか。その総額はどのくらいになっておられるのか。もう一つは身障者作業施設、同様の内容についてちょっと教えてください。

○政府委員(中原晃君) 雇用促進事業団の融資の内訳でございますが、先ほど先生からお話がありましたように、四十七年度におきましては貸し付け契約額二百二十三億、前年度に比べますと二十六億、パーセントで申しますと一三・二%の増になっておりますが、従来五種類でございますが、先ほど先生がお読みになりました五種類の対象があるわけでございますが、その五種類のうち、一番需要の多いのが労働者住宅と福祉施設でございます。労働者住宅につきましては、昨年度百七十七億に對しまして百九十八億ということ、特に重点を置きまして二十一億増加いたしました。これにつきまして一万九千四百三十二戸を一応予定いたしております。

それから、四十六年度の実績につきましては、まだ最終的な締め切りをしておりませんが、先ほど大蔵省から御説明がありましたように、ドル・ショック等の影響もありましたので、若干途中でいろいろ気迷いなあれもあつたわけでございますが、大体労働者住宅と福祉施設につきましては需要がかなり多くて、いつもワクの二割ぐらゐをこえる申し込みがあるわけでございます。ただ、申し込みが二割ぐらゐ多くても、その中に要件の該当しないもの、あるいは申し込みんでありましても、その後いろいろ都合でとりやめたものもありますので、今年度につきましては、この百九十八億で労働者住宅についてはまかなえるというふうに考えております。

それから福祉施設につきましては、去年が十二億でございますが、これに對しまして十八億というところで六億、去年よりも五割ふやしまして、この中には企業内勤労婦人ユティリティーという

ようなものも含めまして、各種の福祉施設に對して融資ができるようになり拡充したわけでございます。

それから職業訓練施設につきましては、二億円に對しまして、これは大体現行このワク内でまかなえておられますので、二億円ということでございます。通年雇用設備につきましては、これは若干いままでもワクを余しておりますので、このやり方等も改善いたしますが、一億四億円ということ、前年より一億減らして、その分をはかに振り向けております。

それから身体障害者の作業施設につきましては、次第に需要が増加する部門であると思ひますけれども、現在のところはまだまだ十分軌道に乗っておりませんので、まだ日が浅い時点でもございまして、一億四十七年度も一億円、こういうことで考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 いま説明されたことについてはわかつております。その内容について伺いたいわけです。ことに労働省が当初予算要求として出した内容はどんなものであつて、現状、たとえば職業訓練施設は全国に幾らあつて、一体この適用対象者がどのくらいあつて、どのくらい現在収容しているのか、その辺の内容を承りたかつたんです。

○政府委員(中原晃君) 四十六年度の実績でございますが、労働者住宅から順に申し上げますと、労働者住宅に對しましては、申請が一千四十七件ございまして、そのうち九百十件、これを決定しておるわけでございます。金額もわかつておりますが、一応件数を申し上げたいと思ひます。それから福祉施設につきましては、二百九十九件の申請がございましたが、二百六十四件の決定をしております。

それから職業訓練施設につきましては、先ほど申しましたとおり、一億ワクが足りておりますので、二十一億申請、全部を一応決定しております。それから通年雇用設備というのがござい

が、これは、たとえば冬期等に工事等を休むので、その間雇用が不安定になるというふうなことに對しまして、冬期間、たとえば暖房設備等があれば工事ができるといふような場合には、そういう各種の施設に對して融資しまして、通年の雇用ができるような配慮をするわけでございますが、これにつきましては、建設業関係で二十一億の申請に對しまして十四億の決定、水産加工関係におきましては二十一億の申請に對しまして十九億の決定、それから粘土製品製造業、かわら等でございますが、これに對しましては七億の申請に對しまして六億の決定、通年雇用設備の合計総括としましては、四十九億の申請に對しまして三十九億の決定をしております。

それから身体障害者の作業施設でございますが、これは、たとえば階段等を、少し車いすで通れるように直せば、身体障害者も雇えるというふうな場合に、その改造に要する設備等に對する融資でございます。比較的新しいものでございまして、これに對しては二十億の申請に對しまして十四億の決定、以上総計いたしました千四百三十六件の申請に對しまして千二百四十八億の決定、こういうふうな実績に相なっております。

○戸田菊雄君 確かに要求に對する実行率は、そう、ことさら悪いという状況じゃないと思ひますが、それは机上プランであつて、現行有する施設というのはいくらも必要としていたろうと思ひます。だから、そういう点は、要望として今後さらに検討を加えていただきたいと思ひますが、時間がありませぬから詳しくその各項目等についてやることはできませんが、ただ労働者住宅と福祉施設の財投貸し付けは、今年度二十億の非常に微々たるものなんです。これはきのうも、私が当局からいただいた資料によつて指摘をしたわけでありませぬけれども、労働災害の発生件数というのには、業種別に見てもたいへんに大きな数になつておるんです。だから、そういうものに對してこそ、私は保険も重要であるけれども、その予防措置というのには非常に大事だ、こういう角度

で十分、一般会計予算ではまかない切れないのが現状なんです。ですから、どうしても財投資金に負担をかけるを得ないという、そういう状況になつてくるんです。それが二十億見当ですからね、どれだけの防衛施設なり安全予防なり、そういうものができるのか。かりに、四十七年度の二十億を財投計画によつてどういふものを一体考えているのか、それによつて今後の事故発生率というものはどの程度一体減少として考えられるのか、その辺の見解をひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(渡邊健二君) 労働福祉事業団に對しまして二十億の融資、まあ四十七年度予算に計上されておるわけでございますが、これは四十七年度初めて創設が認められました労働安全融資制度の資金になるわけでございます。この新しい労働安全融資制度でございますが、これは現在国会で御審議を願つております労働安全衛生法案におきまして、災害多発事業場等に對しましては、行政官庁が改善計画の作成を命じることができるようになつておりました。その行政官庁の指示によりまして改善計画を実施した事業場に對しまして、その計画の遂行に必要な資金を融資しようというものでございまして、それは二十億のうち十六億をそれに充てる予定にいたしております。残りの四億につきましては健康診断機関整備促進融資と申しまして、これは今度の労働安全衛生法によりまして健康診断を非常に拡充いたしましたので、従来よりもさらに、小規模の企業等についても健康診断事務を拡充いたしましたわけでございます。そうなりますと、なかなかそういう中小零細企業におきましては、健康診断をスムーズにやるのが困難な点もあると思ひます。ですから、こういう中小零細企業につきましては、巡回健康診断等をやつておる機関がすでにかなりございまして、そういう中小企業向きの健康診断機関の機能を向上いたしますために、そういう健康診断機関が健康診断のために必要な機器等を整備しようというもの

に対して融資をしよう、こういうのが今回の健康診断機関整備促進融資の内容でございます。

で、これは以上申しましたように、四十七年度初めて設けられました制度でございますし、労働安全衛生法が国会で御承認をいただき成立するならば、それと相まって、その裏づけとしてこれを活用し、災害防止のために十分な効果をあげてまいりたいと、かように考えておりますが、われわれといたしましては、もちろんこれで十分だと考えておるわけではございませんので、今後とも今年度これを嚆矢といたしまして、この安全衛生融資制度を拡充をはかりまして、将来十分の需要に応ずるものにしてきていきたいと、かように考えておるわけでございます。今年ようやく初めて発足いたしますものでありますだけに、いまのところ直ちにこれによってどれだけの災害が減少になるか等々の数字的な推算はまだちょっとわれわれ持っておらないわけでございます。

○戸田菊雄君 これは四十七年三月十三日、一四五一号、財政経済弘報でございますが、これに「各種主要金利一覽表」ということで全部掲載されておるわけでございます。この六ページを見ますと、例の資金運用部、簡易保険郵便年金資金、これに運用部預託金利率一カ月以上三カ月未満、ずっと七年以上までそれぞれの金利が出ておるわけです。それから貸し出し等に対しても政府会計、政府関係機関（国鉄、公庫、開拓銀行、公団）あるいは地方公共団体——長期貸し付け、短期貸し付け、全部金利が出ておるわけでございます。この前の質問の中で回答をされましたのは、大体貸し出し金利は平均六・五％、それから積み立て金は社会保険の場合については六・一％、こういうことでありますが、やや合致しておるわけですが、そこでもうしても私は貸し出し金利と積み立て金の預託金利ですね、こういうものに利幅があるじゃないか。これが国家間の取引でありますから何らかの金利の態様においても少し狭めるという考えがあつていいじゃないか、こういう質問をいたしましたして、政務次官のほうからも今後検討い

たしますという回答をいただいたわけでありすが、私はそういう面でも非常に不合理を感じておるわけですが、ことにけさいだいたいの資料ですから、十分検討はいたしておりません。ただ三枚目ですね、そこを見ますと、「資金運用部預託金の預託利率別内訳」、これをずっと見てまいりますと総体十八兆七百十三億円の財投資金の中でその大部分が六・五％、これなんです。この五・五％以下というのはおおむね少額部分になっておる。この五・五％以下の少額部分についてはどういふ一体内容のものか、ちょっと説明していただきたい。

○説明員（福島量一君） 五・五％以下と申しますと、七年未満の預託期間、以下でございますが、先ほど先生御指摘になりましたように、六・五％のものが九五％弱、ほとんど大部分でございますが、五・五％以下のものは具体的にどういふものが入っておるかとお申上げますと、たとえば国有林野事業特別会計特別積立金引当資金といったものとか、あるいはこれは、たとえば簡易保険の積立金の余剰金として簡易保険の余剰金、そういったもの、それから貴金属特別会計の余剰金といったようなものでございまして、各特別会計がさまざまな余剰金、引当金があるわけですが、大体短い期間のものは、その年度を経過いたしますと整理されるような、いわば余剰金といったようなものは、比較的短い預託期間でございまして、あるいは支払い備金のもの、短期的な支払い備金のもの、そういうような短い預託期間であります。大部分が、先ほど申し上げましたように七年未満の運用になっておる。ただ、これは期限前の解約の場合には、ペナルティと申しますか、一定の料率を減殺するということが可能でございますから、預託側といたしましては、できるだけ有利に心がけるといふ意味で、長期に預託してき

の結果が、九五％程度が七年以上のものになっておるといふことの大きな原因の一つであろうかと思ひます。

○戸田菊雄君 政府金融機関の発行されておる経済統計月報、この中身なんか見ますと、大体五％以下の率のものについては民間のそういう大企業投資、そういうものはいくつもの多いんじゃないかという気がいたします。もちろんいろいろ貸し出し内容がそれぞれ財投の計画の中に全部盛り込まれておりますが、どうも私はそういう気がするのですが、そういう理解は持つておられますか。

○説明員（福島量一君） ただいま申し上げましたのは、私も預かつておる資金に対する、預託金に対する支払い利率でございます。私も毎日運用しなければなりません。そういった中でございましておりますのは、主として日本銀行から買入れました国債——長期国債、短期国債でございます。それ以外の先生御指摘になりましたような外部に対するいわゆる財政融資という形で運用いたしますのは、最低が六・五％でございます。六・五％を割った運用というのはございません。ただ輸出入銀行などが借款などで低利で信用を供与するという場合には六・五％ではまいりませんから、それは一般会計から産投会計に繰り入れまして、産投会計からさらに出資して、その出資金によってその貸し出し金利を低くして貸すというよりなことはやっております。運用部から安い金利で貸す、六・五％を割って貸し出すということには、低い金利で貸すということにはございません。

○戸田菊雄君 主計局長に制度上の問題で質問をいたします。

現下の特別会計全体で、予算説明書の中でもはつきりしておるわけですが、総数において四十一種類設定をされておるわけですね。四十一種類で非常に多いですね。その基本的な論議はあとで空海特別会計等の問題で質問してまいりたいと思ふのですが、予算決算制度要論（平井平治）昭和二十三年第二節特別会計の態様の中の五の保険行政事務特別会計ということ、一応設定の趣旨が述べられておるのですが、本則的には国の財政において特別会計制度がとられるというこ

とは、国の財政においては単一会計主義がとられ、これに伴い予算の面では総計予算主義の原則がとられている。その理由は予算の通覧に便宜であり、国家全体の財政状態の把握、収支の調整に役立ち、財政の健全性を維持するに不可欠とせられる点にあるが、最近とみにそういう特別会計が乱設されざるにあらんやないかというふうにご

○政府委員（長岡實君） 最近の傾向といたしましては、四十五年度に空海整備特別会計が新たにできておりますけれども、一般的な原則論的な考え方といたしましては、特別会計をそうみだりに増加させるべきではない、かように考えております。ただ、財政法の規定によりまして、国の会計には大きく分けて一般会計と特別会計とがございまして、一般会計の中で、いわばどんぶり勘定のな經理をすることがかえつて国民に対する説明その他から申しましても明確でなくなるような場合あるいは特別の資金を区分して經理をしなければならぬ場合、特定の歳入で特定の歳出に充てて經理をしていかなければならない場合、いろいろ特別会計が設けられる基準というふうなものがあるわけでございますけれども、まあそういう必要性に応じて特別会計が設置されておるわけでございますが、一般的にはこれをみだりにふやすべきではない、また減らせるものならば減らしていくべきであるというところで、ただいま御審議をお願いしております労働保険特別会計につきましても、主たる目的は、再々労働省のほうからお答え申し上げておりますように、五人未満の零細企業に対する適用拡大のために、その行政事務の合理化をはかること、あるいは保険料を支払う事業主の便宜をはかることが主たるねらいではござい

ますけれども、これによりまして、特別会計の数が一つ減つたということにもなるわけでございます。今後とも特別会計をみだりにふやすべきではないという考え方は堅持してまいりたいと思ひます。

○戸田菊雄君 端的に見解を述べていただきたい

んですが、この特別会計の利害得失といったようなものはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(長岡寛君) やはり利害得失と申しますよりは、御承知のように一般会計の予算規模もたいへん膨大になっておりますけれども、一般会計予算を国民が見ます場合には、やはりその歳入の大半を占めます国民の税金がいかなる国家目的に配分されていくかということが一番の関心の的であらうかと存じます。それに対して、特別会計の場合には、特定の歳入で、そのいわゆる税金以外の特定の歳入で特別の歳出に充てる、たとえば保険事業のようなものは、原則的には保険料によつてその保険事業が運営されていくわけでございますから、こういったものを一般会計の中に入れてしまふことはかえつて好ましくない、経理上も好ましくございませんし、国民に対する説明上も好ましくございません。国民に対する説明上も、十三条にも「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。」という規定がございますので、この財政法の趣旨に沿つて、特別会計が設けられておるという事だと思つて、利害得失の議論よりは、むしろそういうふうな必要性に応じて現在の特別会計が設けられておるというふうにお考えしております。

○戸田菊雄君 最後に、法律の附則の1ですが、「この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。」という事になっておるわけですね。目下暫定予算ですから、本来ならば四月一日以降ということになるのですが、この暫定のことからみ合はうというものはどういふことになるのですか。

○政府委員(長岡寛君) 附則の四項でございますが、「この法律の施行前に労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出は、政令で定め

るところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の同年度の予算に基づいてしたものとみなす。」という規定がございます。それから歳入面につきましては五項がございます。債務負担等につきましては六項があるわけでございます。徴収一元化のほうはもうすでに一元化に関する法律によりまして四月一日から一元化をはかられておりますが、これを受けるべき特別会計が暫定予算の関係で四月一日に間に合つておりませんので、暫定予算期間中は、従来の両特別会計が生きておる。歳入は一般会計が受け入れて、歳出は従来の特種特別会計が経理をいたしまして、この本予算が成立し、またこの法律が通りまして、この暫定期間中の歳入歳出の経理が、労働保険特別会計の歳入歳出になるといふような、そういうみなし規定を設けておるわけでございます。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、この21の沖繩関係ですが、沖繩の返還は五月十五日ですから、いまの5と6の内容等に基づいて、暫定予算等々の適用と同じ内容と理解をしいんのですか、その辺はどうですか。

○政府委員(長岡寛君) 沖繩関係は、五月十五日に復帰いたしますので、暫定期間中は関係ないという事であるかと思つております。

○戸田菊雄君 具体的にどういふ処置で対処するんですかね。この21によりまして、「沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。」「第三十八条を次のように改める。」「沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険特別会計法の一部改正」。そこで沖繩関係の一部改正法案というものは、これはどこで一体審議され、どの程度いま進行しておるのですか。おそらく私の理解では、社会労働委員会でございます。あるいは前段の沖繩特別国会等ではございましておるのかどうか、私の記憶によるとそこまで行っていないんじゃないかと思つてますが、

その辺どうですか、法律的に具体的な対処策はどうなんでしょうか。

○委員(前田佳都男君) ちょっと速記をとめてください。

○委員(前田佳都男君) じゃ速記を起こして。

○戸田菊雄君 それでは労働省のほうにお伺いします。沖繩の失業保険、労災保険における適用状況については、どのようにその実数を掌握されておりますか。労働省関係でひとつ、まあ具体的にいいますと、いままでいただいたような資料の中には本土しかないわけですね。ですから、それを全部沖繩に当てはめた場合にどういふ状況になるのか。項目だけ読み上げますが、労働保険の適用事業数の推移、こういうものについてはどういふか。こういふものか、あるいは現行の教育、調査の事業所等の状況についてはどうなるのか、あるいは業種別労働災害の発生状況、こういうものは一体沖繩ではどうなっているのか、こういう内容について具体的にひとつ説明してください。

○政府委員(藤正勝君) ただいま御指摘になりました適用事業数につきましては、現在沖繩に本土と同様の、ごく本土と同じような制度がございますので、当然その適用数はわかつておりますが、ただいま手元に資料がございませんので、後ほど調べまして午後の委員会でも御説明させていただきますと思つております。

それから教育・調査の関係の事業も、これは本土につきまして申し上げれば、前回にお答えしましたように、昭和五十年までに調査、研究をするという事になっております。本土に返つてまいりますればその適用があるわけでございます。それから業種別の災害の状況につきましてもわかつてはるはずでございます。ただ手元に資料がございませんので、後刻答弁をさせていただきます。

○戸田菊雄君 それじゃ、それきようじゅうにでございますか。

○政府委員(藤正勝君) はい。

○戸田菊雄君 きようじゅうに出していただき。○政府委員(中原晃君) 失業保険の関係につきましては、ここに手元に資料がございますので、足りない分は後ほど御説明、あるいはお届けしたいと思つてますが、一九七一年度の失業保険の概況でございますが、適用事業所数は年度平均で三千三百七十二でございます。それから被保険者は一万四千二百六十一名でございます。それからどのくらい失業保険をもらつておる人がいるかと申しますと、二千二百二十一名が一九七一年の平均でございます。これをちよつと年度別で申しますと、六十七年度は千九百四十四名、六十八年度は千四百八十七名、六十九年度は千八百五十五名、七〇年度は千七百六十九名、七一年度が二千二百二十一名と増加の傾向にあるわけでございます。で、受給率が一・九%というふうな事になっております。

○戸田菊雄君 本土復帰に伴つて沖繩は非常に深刻な状況に迫り込まれるのじゃないかと思つておる。ですから、漸次、年次別に見ますと増大の傾向があります。復帰後、私は非常に急激にふえてくる要素があるのじゃないかと思つておる。その辺の見通しはいかがですか。

○政府委員(中原晃君) 先生御指摘のとおりでございます。それで、これは昨年の末に成立いたしました沖繩振興開発特別措置法の中に、特に一つの章を設けてまして、第六章の中に、職業の安定という章を設けてまして、これで、たとえば沖繩の職者の中でも特にかたまって出る、さらに非常にやむを得ない事情で出てくる、手厚い保護をしなければならぬという方の例をあげますと、たとえば法令等の改廃によつて出てくる——沖繩のたばこ等は民営でございますが、そういう関係とか、それから各種の関税保護によつて保護されておる産業が、それが本土並みになることによつて経済的な影響を受ける。あるいは基地及び基地関連、これが純然たる基地労働者の場合には、一種、二種、いわゆる駐留軍の離職者の法律で保護されておる。それで保護されない、たとえば

○委員(前田佳都男君) ちよつと速記をとめてください。

○委員(前田佳都男君) ちよつと速記をとめてください。

○委員(前田佳都男君) ちよつと速記をとめてください。

○委員(前田佳都男君) ちよつと速記をとめてください。

ボーイ、メイドでありますとか、その他の基地関連のクリーニング屋さん、花屋さんであるとか、駐留軍に依存している、こういうものは現在、駐留軍の法律の適用を受けませんので、これを沖縄の振興開発法の中に一つの章を設けて、こういう方々の有効期間三年の求職手帳という制度を設けて、この手帳をもらった方は、これは年齢の制限なくこの手帳を出すということで、本土で一番手厚い石炭とか、駐留軍の離職者と同じレベルの保護を講じておりました、こうした者が出た場合のこの就業保護には万全を期するということを考えておりますが、先生御指摘のとおり、離職者を出すのは改善の策でございますので、離職者が出ないよう、また出るとしても、どんどん便乗的にたくさん出てこないように時期とかタイミング、その他につきまして十分各種の施策を講じておきます。そういう第一に離職者が出てこないように十分配慮する。万一出た場合にも、そういう点に十分配慮をいたす。手帳によりまして十全の配慮をいたすということですが、長期的には振興開発計画によりまして、沖縄に安定した雇用をふやしていくという方法によってこの離職者を救済していきたい。

なお、本土の中には、沖縄に目を付けて、本土のほうに求めておられるかというふうな企業もあるようにございますけれども、やはり沖縄が過疎になつては問題でございますので、沖縄の各方面、これは本島、それから先島を含めまして、安定した雇用の機会を増大していく、こういう観点から、この離職者対策に対処してまいりたい。

失業保険のほうにつきましては、沖縄が返ってまいりますと、全部本土のほうとプールしてまいりますので、先ほどの特別の保護を要する沖縄の振興開発に基づいてこれは特別の対策でございますが、失業保険につきましては、本土の全体の、今年度十万人ふやしまして、五十六万七千人のワケで御審議いただいておりますので、これの中に、それから予備費も三百九十億円、これで九万人ぐらゐ、かなりの離職者がたとえ出たとしまし

ても、沖縄を含めまして、失業保険の受給者の給付につきましては足りないようなことは絶対ない、こういうふうにご確認しております。

○戸田菊雄君 その保険の給付ないし保険料の問題もそうでありませぬけれども、沖縄の場合はどうしても根底に通貨問題が私は横たわっていると思ふんで、確かに復帰に際して、政府の措置としては、できる限り努力をしたことは私も認めるんで、すけれども、たとえば公務員等については三百六十円に置きかえてやや整備された、あるいは金融機関については、利子補給もやつて一定の資産に余裕を持たしたと、そういう各般の措置をとつては、一般の社会保険加盟者、そういう人たちに對しては、まだ何にも施策が行なわれていないわけですから、そういう場合には、基本的に三百六十円レートでいくのか、円切り上げ後のか、この辺はいままで実行してきた内容に基づいて実施されるのが私には至当だと思ふんで、すけれども、そういう問題についてはどう考えておられるのか、たとえば給付の問題についても、保険料の問題についても、そういう相違が出てくると思ふんで、すね。法律上は、賃金総額によって保険料率を掛けて保険料というものを取るということになつては、もうその点は一向おかまいなく、現況に見合せて全部とつていくということになる、あるいは給付についても、どういう状況で六〇%なら六〇%で給付して、どうしても私はその辺の救済措置が根底になければ、やはり沖縄県民の不安というものは解消されなと思ふんで、す。そういう点が非常に本土との格差が、アンバランスが非常に広がるという状況が出てくると思ふんで、すけれども、これは一体どう対処していただきますか。

○政府委員(長岡實君) 最初に、たいへん時間がかりまして申しわけございませんでしたが、沖縄に関する附則の説明をまず申し上げまして、それからいまのお答えを申し上げたいと思ひま

現在沖縄と本土との関係でございますけれども、沖縄で失業保険に入つておりました、保険料を納めておつた者が、本土に来て失業した場合とか、あるいは本土の失業保険に加入している者が、沖縄で就職して失業した場合等につきまして、保険金に相当するような給付を行なう仕組みになつております。この規定は、失業保険法の附則に現在入つておるわけでございます。それが今度労働保険に一本化されるわけでございます。その中で、この特別会計で経理をします内容の中に、一応それを、失業保険時代のものをまず持つてこなければいけないわけでございます。それがいま御審議いただいております労働保険特別会計法案の中の附則の十一項、十二項に入つております。これです。失業の特別会計が労働保険会計に移行しました場合に、そのような取り扱ひを、そのまゝこの労働保険特別会計が経理するように受け入れておるわけでございます。ところが、五月十五日以降は、先ほど労働省からのお話もございましたように、沖縄においては本土法の適用のもとに入らるわけでございまして、こういう十一項、十二項の規定が今度必要でなくなる、本土と一体化するわけでございまして、必要でなくなるわけでございまして、それを附則の二十一項におきまして、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律が五月十五日から発効いたしましたので、法令の整理が行なわれるものですから、この法律の三十八条で、いまの十一項、十二項も落としてしまひます。失業保険特別会計から労働保険特別会計へ移行する間、すなわちこの法律が通りまして五月十五日までの間は、従来のような取り扱ひを継続するため附則の十一項、十二項が必要でございませぬけれども、五月十五日以降は完全に本土法適用のもとに入らるわけですから、この十一項、十二項が要らなくなりまして、それをこの附則の二十一項の關係法令の改廃に関する法律の中で、この十一項、十二項を落とすというのが二十一項の内容でございます。これによって完全に五月十五日以降は沖縄においても本土法の適用が行なわれ

る。もう一度御説明申し上げますか。

○戸田菊雄君 わかりました。

○政府委員(長岡實君) よろしゅうございませぬ。結局現在やつておりますその制度を、失業保険特別会計がなくなりまして、労働保険特別会計になる問題でございます。それから、それをその附則の十一項、十二項で受けまして、従来と同じような取り扱ひをし、かつ労働保険特別会計ができましたあとも、五月十五日以降はこの規定が必要がなくなる、完全に沖縄が本土に復帰いたしましたので、本土並みの取り扱ひを受けることになるので、この二つの事項の附則を落とすのは、この附則二十一項の關係法令の改廃法の中で落としておる、こういう仕組みになつております。

それから、いまの沖縄の復帰後支給されます失業保険等はどうなる取り扱ひを受けるのかという御質問でございますけれども、これは失業保険に限らず、各種の社会保険あるいは年金と申しますか、そういった支給に關係のあることであるかと存じます。戸田先生、沖縄が復帰すれば、公務員の給与が三百六十円に読みかえられるというふうにおっしゃいましたけれども、私も国会でお答え申し上げましたのは、本土復帰に伴つて三百六十円で換算した円の金額になるわけではなく、本土と同じような学歴、同じような経歴年数で計算をいたしまして格づけをいたします。大半のものは本土並みの公務員給与になるというふうな御説明を申し上げておるのでないと思ひます。最近沖縄関係で問題となりました中小企業の賃金読みかえの問題につきましては、私も賃金読みかえのために特別の融資を行なうという考え方はなくて、沖縄が本土復帰で円経済に入りますときの急激な変化のために、経営上相当な摩擦が起きます、そういう摩擦を避けるために、特に中小零細の企業者に対して非常に条件のいい融資を特別に行ないまして、経営の安定と申しますか、経営内容の改善に資するような融資を行ないまして、結果的にはそのような融資によつ

て、中小零細企業者も、あるいは従業員賃金の引き上げが可能になるのではなからうかという説明を申し上げておるわけでございます。そのような基本的な考え方からいいますと、各種の年金につきましても、本土復帰に伴いまして直ちに三百六十円読みかえという結論は出ないと思っております。ただ、いろいろの保険、失業保険も含めまして各種の保険制度の問題につきましては、いま私が申し上げましたような原則論だけでは、必ずしも割り切れない点があるかと思っております。現在、私も含めまして、関係各省が検討いたしておる最中でございます。

○戸田菊雄君 いまの前後の回答については、一応この法律上の関係では理解をしております。理解をしますけれども、私はいまその条文を持っておりませんが、沖縄居住者等に対する失業保険特別措置法、この廃止については、三十八条を指しているわけですね、本文では、しかし、その内容を見ますと、「失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。」その「次のように改正する。」のは、十八条削除ということですね。十八条を持っていませんから、わかりませんけれども、三十八条を改正する、これだけで法律上一体いいのかわりかというところで、この沖縄の居住者等に対する失業保険特別措置法、この関係はその十八条を削るとなっている。この関係はどうなっているんでしようか。その辺の見解をひとつ聞かしていただきたい。

それからもう一つは、やっぱり一番問題なのは、いまの労災保険にしても、失業保険にしても、その対象者は五人未満の零細企業、そういう事業場を対象にして拡大しているというのですから、沖縄の場合は、私正確な資料を持っておりませんが、けれども、どうしても日本の本土のパターンが、いわゆる沖縄のパターンじゃないかと思うんですね。どうしてもその面が多い。そういうものに対しては何ら通貨問題に対して善処をされておらないという実情を、そのまま放置して通過するとい

うわけに私はいかないだろうと思う。もちろん基本的な問題等についてはあとでかかってくる振興開発公庫法の中で十分やっていきたいと思うんですけれども、その辺の見解をひとつもう一度聞かしていただき。

○政府委員（長岡寛君） 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の改正の三十八条に「失業保険特別会計法の一部を次のように改正する。」「第十八条を削る。」とございまして、その十八条が、先ほど申し上げました、沖縄と本土との間でどっちかの保険に入っておりまして、それがどちらから失業した場合にも相当給付が行なわれるという規定でございますが、これが沖縄の復帰に伴って必要がなくなる、要するに本土法と一体化するというのが本来の規定でございます。それが、今度は労働保険特別会計ができてまいりますと、これが先ほどの十一項、十二項に移ってまいります。四月一日以降労働保険特別会計が、法律も予算も成立して発足しておれば、そのままにしておきまして、この改廃法でこれを削れば、直ちに本土と一体化するという事になっておったわけでございますけれども、その間に労働保険特別会計が現在失業保険特別会に移りまして、五月十五日までに沖縄が本土と一体化することになるものでございまして、そこで労働保険特別会計法を改正しまして、いまの附則を落として、そして一体化するというような二段がまえのような規定になっておるわけでございます。

それからもう一点、ただいまの失業保険の給付等につきましても、本土復帰後どうなるかという問題でございますけれども、まあ現在私どもとしてお答え申し上げますことは、原則論としては、円経済の移行に伴う場合に、いわゆる為替差損に相当する部分をそのまま追加いたしまして、すべてを三百六十円で読みかえて制度が運営されるという結論にはならないのではないかと思っておりますけれども、まあ現在までに、たとえば中小企業者に対する特別の融資の措置を講ずるか、そういう

ような間接的な方法である程度摩擦を減らすような努力はしておるわけでございます。年金制度につきましては、やはり制度としては三百六十円を読みかえるという結論にはならないと思っております。まあしかし、戸田先生のとおっしゃいますようないろいろの問題もあろうかと思っております。関係各省と現在鋭意検討しております。こういう段階でございます。現段階におきましては、それ以上にお答え申し上げるような結論には到達いたしておりません。

○戸田菊雄君 五月十五日復帰以降の問題等については一応おきまします。復帰と同時にすぐやらなければいけないのは資産の問題でありまして、この換算をどういうふうに置きかえるのか。あるいは加盟者の保険金の問題がありますね。こういうものをどう置きかえるのか、あるいはいままで沖縄では法律に基づいて処置をやってきたんですけれども、そういうものに対してどういった一休通貨上の取り扱いを全般的にやっていくのか、これは問題になると思っております。いまの政府の態度ですと、そこまで積極的でないように私理解しているわけですが、これはしかしできるだけそういう手当てをやっていくべきじゃないか。だから、私がやっていくというものは、具体的には、三百六十円レートでそういうものを置きかえていく必要があるんじゃないかという考えを持っております。十五日復帰以降の取り扱いはいろいろありましよう、これからはもうすでに既存化した保険金給付なり、こういうものがあるわけですから、こういうものを一体どう処置していくか。それはいかがですか。

○政府委員（中原寛君） いま先生の御指摘のように、すでに知られている人が切りかえる場合どうするか、それから、いまあれしている人が、五月十五日直前あるいは直後に受給事由が生じた場合どうなるかということでございますが、そういう方たちの問題も全部含めまして、ただいま大蔵省と鋭意詰めておるわけでございます。実は、きょうもこの委員会がなければ大蔵省と詰めます。

かという話もしておったのでございますが、先ほど長岡次長が話しましたように、原則的な問題、それから原則ではなかなか律しられないような現実論、こういう点をすべて勘案しまして、先生のお気持ちにはよく私もわかっておりますので、私どもとしましては、そういう実態も十分判断した上で早急に結論を出したい、かように存じます。

○政府委員（渡邊健二君） 労災保険につきましても、復帰前に給付事由の発生いたしましたものは旧沖繩法に、復帰後に受給事由の発生いたしましたものは本土法によりまして支給をいたすわけでございまして、ただいま先生の御指摘になりましたように、給付の場合の円・ドル等の問題につきましても、何らかの考慮をすべきではないかという点につきましても、私も関係官庁間でたまたま協議をいたしておるところでございます。また、結論を得ておらないわけでございますが、われわれとしても先生の御指摘のような点を十分考慮いたしまして、今後関係省と話し合いをしていきたいと思っております。

○戸田菊雄君 時期的にはいつごろまでに大体そういう作業を完了する予定ですか。もしその時期的なものがおおむね見当つくなら聞かしていただきたいと思っております。内容等については、もし決定をされましたら報告をしていただきたいと思います。いかがですか。

○政府委員（長岡寛君） 何日までというところまではつきりとしたものではございませんけれども、いづれにいたしまして、本土復帰までに一カ月ないわけでございますから、その制度の移行が円滑に行なわれるように準備期間を設けておいて、できるだけ早く結論を出したいと思っております。また、結論が出ました場合には御説明を申し上げます。○多田省吾君 私是最初に、労災保険及び失業保険の適用範囲の拡大の問題についてお尋ねいたします。先ほどの御答弁でも、昭和四十六年度末の時点

で、労災保険については百二十七万事業場、失業保険につきましては七十四万五千事業場、それから四十七年度末の予定は、それぞれ百四十四万四千並びに九十七万二千、このようにお聞きいたしましたけれども、藤縄官房長から衆議院におきましては、四十七年度末の失業保険の事業所はトータルで百万五千という御答弁があったんですが、どちらがほんとうなのか。

それから第二番目といたしまして、将来三年の予定で、しかも昭和五十一年の一月三十一日までに必要な措置を講ずるとありますから、それまでの予定で商業等を含めて事業拡大が全面的に行なわれると思いますが、その場合に、労災保険並びに失業保険のそれぞれどの程度まで適用されるのか。

この二点をまずお伺いいたします。

○政府委員(藤縄正勝君) 先ほどお答え申し上げましたとおり、労災保険につきましては四十七年度末までに百四十四万四千、失業保険につきましては九十七万二千の事業場の適用拡大を行ないたい、かように考えているわけでございます。

なお、四十六年度末の数字を先ほど申し上げましたのは、労災について百二十七万、失業保険について七十四万五千、かような数字でございます。

なお、前回の委員会で事業所センサスによります事業場の数字を申し上げておりました、御指摘の点はあるかと思いますが、これは失業保険、労災保険の適用ではございませんで、事業所センサスによりますと、四十六年度末に全事業場が二百四十二万二千、五人以上が九十五万八千、五人未満百四十六万四千、かような数字になつておるといふわけでございます。問題は強制適用でございますけれども、一〇〇%適用することゝなかなかなか実際問題としてできないというふうな観点から、そういうふうなところから、適用と、実際の数字との間に若干のズレが生ずるということでございます。

それから、今後の適用拡大をどうするかという

ことにつきましては、私もどなたもいたしましては、三年程度の目途を持って全面適用を実現したいというところでございますが、ただ、先ほどお答え申し上げましたように、昭和四十七年度につきましては、政令を改正いたしまして、製造業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、建設業等の適用拡大を行なうことになっておりますけれども、四十八年、四十九年、今後どうやっていくかということについては、今後の推移を見て具体的にきめてまいらなければならないというふうに思っております。

そこで、数字については先ほどご試算でございますが、ということでも申し上げたわけでございますが、五十年年度末に、一応、労災について二百三万、失業保険について約百七十万という程度の適用拡大に進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 ちよつと勘違いしておられるようですが、先ほど私が申し上げましたのは、あげ足取るようでお入れ入りますけれども、衆議院の四月四日の大蔵委員会では、藤縄官房長から、昭和四十七年度末で失業保険についてはトータルで百万五千、五人以上が六十五万九千、五人未満が三十四万六千となつておる。ただいま戸田委員のおっしゃつたのは九十七万二千、これはどちらがほんとうなのかということをお尋ねしたわけでございます。

○政府委員(藤縄正勝君) 多田先生から御指摘をいただきました、まことに恐縮でございますが、確かに、失業保険につきましては百万五千という数字がございまして、それを衆議院でお答えいたしましたと思ひます。いま申し上げましたのは、九十七万二千、若干の食い違いがございまして、なぜ、そういうふうな食い違いがあるかということでございますが、これは結局、五人未満の事業場の見通しは同じなんでしょうが、どういふふうにかごの把握をしていくかという試算のやり方が幾つかございまして、それによって、実は数字が二通りございまして、たいへん申しわけない数字を申

し上げましたが、百万五千—九十七万二千、若干の相違でございます。いづれにしましても、その把握率の、何といふ見方、端数の関係で若干出てまいります。いづれにしても百万前後のものを私どもとしてはとらえていきたいということでございます。

○多田省吾君 結局、三年後は、労災保険のほうは、四業種のみならず、商業等も含めまして、さらに、農業、林業・水産業、教育・研究・調査の事業、こういったものも含めまして、二百三万を大体目標にしている。それから失業保険のほうは、農業等三業種が入らないわけですから、これは百七十万と、こういうお答えだと思ひますけれども、そういう目標にしては、やっぱり四十七年度適用のものがちよつと少ないような気がするわけでございます。結局、四十九年度末で二百三万といふと、現在の百二十七万を引きますと、約七十六万ですか、これは三年の予定ですと、平均にすれば大体二十五万ぐらい適用範囲を拡大してもいいんじゃないかと思ひますけれども、四十九年度末から四十七年度末の大体増加率は十七万四千といふこととありますと、四十八年度、四十九年度末は、相当大幅な拡大をしなければならぬ。先ほどの御答弁をみましても、本年度の経過を見てからと、あるいは関係審議会等の意見も承りながらやっていたいということになりますと、ちよつと、この目標の二百三万が四十九年度末にできるかどうか危ぶまれるわけでございます。

この適用範囲の拡大ということ、前から強く要望されているところでございますし、どの辺りにこの難点があるのか、また、今後の見直しに対して確信があるのかどうかですね、その辺をもう一ぺんはっきりしておきたいと思ひます。

○政府委員(藤縄正勝君) 見直しから見て、初年度の適用拡大の範囲が低きに失するのではないかと御指摘でございますが、四十七年度が仰せのようになり非常に低い数字になっておりますのは、何せその新しい制度の適用の初年度でございます、まずもって保険料の一元化ということが、当

面、私も事務的にはなかなかたいへんな作業でございます。事業関係の職員はもとよりでございますが、事業場の皆さま方のほうに對するPRというふうなことも、実はなかなか徹底しないというところで、いま鋭意やっておりますのでございますが、そういうふうなことから、まず、この適用拡大の前に、この保険料の一元的徴収という事務を大きく処理しなければならぬという関係で、私も、初年度は実はその辺の事務の事務量を勘案いたしまして、若干低目に押えたわけでございます。先へいきまして徴収の一元化が軌道に乗りますれば、鋭意適用拡大に進めていきたい。特に、零細企業につきましては、通常の適用拡大ではなかなかかどりませんので、労働保険事務組合というふうな制度でこれを推進していきたい。そうすれば、そういう組合の設立、開所というふうなことも順を追って拡大していくというふうなことから、初年度よりも二年度、三年度目に大きな数字を私どもとしては期待をいたしておるわけでございます。

そこで、そう言つても、はたしてどの程度の自信があるのかというお尋ねでございますが、確かに先生、御懸念なさいますように、私どももこの適用拡大、五人未満の事業場の適用ということ、これはなかなかたいへんな仕事だといふふうに思っております。したがって、非常にたいへんであつたがゆえに二十五年間やらずにきたという経緯だと思ひますけれども、二年前に法律が成立をいたしました、いよいよ、こういう手段でやるということに踏み切つた以上は、万難を排しましてこれをなす遂げていきたいというふうな考へておりますので、私どもとしては全力をあげてこの目標数字の確保につとめたいというふうに考へておるわけでございます。

○多田省吾君 それで四十七年度末の事業場の増加の推移というものは、大体二百五十二万一千程度だ、こういうお答えでございますけれども、三年後の四十九年度末で労災保険のほうは二百三万の事業場が適用拡大されるといふことになりま

と、約五十万が取り残される勘定になりますけれども、その場合にこの五十万というものは、三年後においても、三年度以降においても全然考えないのか、漸次やっつけていけるのか、またそういう五十万というものはどのような業種で、またどのような内容のものなのか、その辺をひとつお答え願いたい。

○政府委員(藤縄正勝君) 法律上のたてまえは全面適用を実現していくということでございます。そこで私どもは、政令で適用拡大していく業種につきまして、少なくとも三年程度の見通しですべての適用をしていくというつもりでおります。つまり、業種的に例外をつくらないで進めたいというふうに思っております。しかしながら、これはあくまでも、先生御指摘のように、制度上の適用拡大で、実際に具体的に個々の企業をとらまえて適用関係を規定していくという事は、これは容易でないわけでございます。特に、実は小売りあるいはサービスといったような分野は、非常に零細な事業場が多いので、労使関係においても必ずしも製造業等のあるいは五人以上の普通の企業のようなはつきりしたものがないというようなことも間々あることでございまして、なかなか実際問題としては適用がむずかしい。そこで、私どもとしては、安全度を見まして、実は慎重な見直しを立てておろすというわけで、あくまでも試算でございますという事で先ほど申し上げましたようなことで、実は少し固く見ているかもしれないんですが、一応の目標としてそのようなものを用意しておるということでございます。

なお、これはつけ加えさせていただきますと、制度上の適用拡大が実現いたしました場合は、保険事故がございまして、当該労働者につきましては、それぞれ保険給付がなされるわけでございます。問題は、それに要する保険料をどこまで取り立てることができるかということになります。そこで、もしその間にギャップがありますれば、他の事業場のいわば犠牲において保険給付はなされるということになるわけでございます。そこで、

私どもとしては、そのギャップをできるだけ縮める努力をいたしたいということをお願いしているわけでございます。給付のほうの適用は、拡大が政令上実現すれば直ちに実現していくという性質のものでございます。

○多田省吾君 そういたしますと、四十七年度においては四業種の適用拡大が行なわれる、特に労災保険におきまして昭和四十八年度においてはあとの三業種、卸等の業種、サービス業、農業、この三業種は四十八年度において業種として適用されるかと考えてよろしいのか。

○政府委員(藤縄正勝君) 先ほどお答えをいたしましたように、わが国としましては、四十七年度につきましては、一つの態度を決定いたしました。政令で適用拡大をいたしましたわけでございますが、あと三年程度の期間で全面的な適用を拡大していきたいというわけでございます。四十八年度あるいは四十九年度にどういふふうな適用拡大をするかという点が、まことに遺憾ながらまだ具体的なことまで、こまごまという年次の計画は持ち合わせておられないわけでございます。しかしながら、今後この法律の成立によりまして、いよいよ全面的な適用拡大に踏み切るわけでございます。それから、今後鋭意その辺は検討を続けていく。それからまた関係審議会等にもおはかりして、できるだけ三年の範囲ですみやかに逐次適用拡大を実現したいというふうに思っておるわけでございます。

○多田省吾君 次に、労働保険特別会計の労災勘定、失業勘定、徴収勘定につきまして若干質問いたします。

労災勘定の中で、四十七年度で労災保険事業に要する費用の一部補助として、一般会計より十八億円の補助金を交付しておりますけれども、前年度、前々年度の額はどのくらいか、また来年度においてはそのくらいいくらく積っておるか。

○政府委員(渡邊健二君) 労災保険の一般会計よりの繰り入れ額は、四十五年度は十七億、四十六年度十七億五千万円、四十七年度は十八億に相

なっております。来年度は、大体毎年五千万円ほどふえていく勘定でございますけれども、大体そういう傾向でございますか。

○政府委員(長岡貫君) 労災保険に對しまする一般会計からの補助十八億円は、その性格が歴史的な意味を持っておりまして、この国庫補助が始めましたときには、けい肺とか脊損患者といったものに対して相当長期な給付を必要とする、また労災保険自体に年金的な相当長期にわたる給付制度が確立されている前でありまして、いわば労災保険という制度自体が、事業主の責任において、その事業主の損害賠償能力を担保するための保険であるというたてまえになっておりますけれども、その事業主の責任をこえた分については、国が負担しておたというふうな考え方から始ったわけでございます。しかしその後、この制度改正によりまして、労災保険自体の中で考えられる事業主責任の範囲も広がりました。そういう意味におきましてこの十八億円はけい肺、脊損患者のための給付の一部に充てるものであるという性格はすでになくなっておるといふことは言えるわけでございます。それからその一体どういう意味を持つものであるかという点でございますけれども、率直に申しましてこの十八億円には、はつきりした積算の根拠と申しますか、あるいは性格的なものも、この労災保険の運営上一般会計からある程度の補助を行なうということ、先ほど労働省からお答えがございましたような金額で推移をして今日に至っております。来年度以降につきましては、まあどの程度の国庫補助をするかということ、来年度予算の編成の過程におきまされるわけでございますけれども、私どももいたしましては、労災保険の全体の事業の規模なり、あるいはその内容を勘案し、かつ長期給付がどの程度行なわれていくかという傾向を勘案しながら、その予算折衝の過程でこの金額をきめていくことになるかと、かように考えております。

○多田省吾君 次に、労災勘定の中で、四十七年度の歳入見込み額が三千六百一億円余りありますが、この中で雑収入が七十七億三千万円ほどございます。この雑収入の内訳はどうなっているのか、また歳出の項目を見ますと、施設整備費、保険施設費労働福祉事業団出資とございますけれども、その具体的な内容、その歳出額、どの程度かわかっていらっしゃったら……。

○政府委員(渡邊健二君) 歳入の部の雑収入の内訳は、預託金利息収入が六十九億三千万円余りでございますが、公務員宿舎貸し付け料が三千万円、それから小切手支払い未済金収入が三千二百万円、返納金が七千四百万円、雑入が六億六千万円、端数は省略いたしました。以上のとおりでございます。

それから歳出につきましては、保険給付費が千七百四十八億円余りでございます。これは保険法に基づきます保険の給付に充てられる費用でございます。それから業務取扱費が八十二億でございます。これは労災保険の運営に当たります。労務費でございます。それから施設整備費、労災保険の業務に当たります。戸舎等の整備に要する費用でございます。これが七億一千四百万円でございます。それから保険施設費が四十六億一千八百万円になっております。これは、労災保険法におきまして保険給付とともに労働者の福祉のための保険施設を行なうことが労災保険事業の内容として定められておりますので、それによりまして保険施設の費用でございます。それから労働福祉事業団出資金が四十九億でございます。これは、御承知と存じますが、労働福祉事業団法というものに基きまして労働福祉事業団というものが設けられております。これは、労災保険の保険施設といたしまして、労災病院あるいはそれに伴いますところの看護学院であるとか、あるいはリハビリテーション関係の施設等々の運営に当たっております。でございますが、この団体に投資をいたしまして、さらにその団体が運営する施設を充実してい

くための費用でございます。そのほか他勘定への繰り入れが八十二億九千二百万円ほどございます。残りの千五百八十五億ほどは予備費に相なっておりますわけでございます。

○多田省吾君 次に、失業勘定の歳入の中で、運用収入が二百四十三億円見込まれておりますけれども、この内容について。

それから第二点は、歳出のほうで雇用促進事業団出資として二百八十三億円を充当しておりますが、この内容と、今日までの事業経過、実績。

それから第三番目に、保険施設費八百億円の歳出見込みの執行計画について、大綱おっしゃってください。

○政府委員(中原君) 御質問は三点にわたっておりますが、第一点の、失業勘定の歳入の中に二百四十三億円の運用収入というものが先生御指摘のとおり見込まれております。これは、現行の失業保険特会法、この十三条におきまして、決算上剰余が生じたときは、これを積み立て金として積み立てなければならぬという規定がございます。それから、十四条におきまして、この積み立て金は、資金運用部に預託しまして、これを運用することになっております。その運用収入の二百四十三億というものは、三千九百九十三億四千九百万円という資金運用部に対してする預託金を、運用原資として生ずる利子収入でございます。これは先日、昨日ですか、一もお話が出ましたけれども、大半のものが六分五厘の利子で、七年ものというところでこの利子があがっております。

それから、第二点の、雇用促進事業団に対して二百八十三億の出資金があるが、どういふような事業をやっておるか、それから、いままでの実績といふことか、これをお尋ねでございますが、この二百八十三億の内訳としましては、職業安定局の關係と職業訓練局の關係と大きく分かれますが、二百八十三億のうち二百三十三億が職業安定局の關係でございます。そのおもなものを申し上げますと、一番大きなものが移転就職者用宿舎

でございます。これは例年一万户のペースでございますが、四十七年度におきましても一万户というところで、百七十五億円余りを予定しております。

それから中小企業の福祉施設。これが四十三億でございますが、これにつきましては、中小企業に働く労働者の福祉増進のための各種施設でございますが、その内訳を申し上げますと、五つほどに分かれておりますが、第一番が勤労青少年センター。これが約二十一億でございます。これは現在、中野の駅前に建設中でございますが、二十一階建ての全国の働く勤労青少年のメッカというところでセンターを建てておりますが、これはもう土地の手当てを終わらせて、建物等につきましても最終年度二十一億、これが予定されております。

それから、勤労総合福祉センターにつきましても、これは開発拠点地域の労働者の福祉のためのものでございますが、十五億円。これは全部で五カ所でございます。

それから勤労青少年体育施設。これは体育館とかプール等でございますが、四億五千万円というところで、これは一カ所三千万円で五カ所。それから共同福祉施設。これが二億八千万円でございます。六カ所でございますが、これは中小企業集団の労働者の福祉のための施設でございます。

それから次に、簡易宿泊所というものがございまして、これは日雇い労働者の宿泊等の施設でございます。一億八千万円。四カ所。

次に、港湾労働者の福祉センターというものがございまして、これは港湾労働者の福祉の増進のための施設でございます。四カ所三億円。

次に、各種相談等の施設でございますが、相談關係の施設。これも数種類ございまして、五億三千万円組んでおります。その内訳を申し上げますと、特別地区労働福祉センターというのがございます。これは神奈川県、横浜の曙町に、大阪の愛隣地区と同じように、労働市場の近代化と日

雇い労働者の福祉をあげたいという意味で、一億九千万円の施設を一カ所予定しておりますわけでございます。

それから、季節的移動労働者、いわゆる出かせぎでございますが、この福祉センターを今年度三カ所新たにつくることに相なっておりますわけでございます。

それから心身障害者の職業センター。これが四千万円でございますが、今度は大坂につくる。東京、名古屋には、いま、もうあります。つくっております。

それから、出かせぎの援護相談所、就職の援護センター等がありますが、これは本年度はございません。現在、すでにつくり終わっております。

それから勤労者財産形成促進事業。これは今年度五億円でございまして、これは勤労者の財産形成に要するところのファンドでございます。

以上が、大体、職業安定局關係その他でございます。次に、職業訓練局の關係にまいりますと、四十九億六千七百万円ほどでございますが、大きく言いますと三つに分かれます。総合高等職業訓練校、これが二十九億六千七百万円。これは四校でございます。そのうちの二校は土地の購入費でございます。

それから、職業訓練校といたしまして、現在、小平にございまして、これが近く相模原に引越すことになっております。現在、工事中でございます。土地を四十四年度、四十五年度で手当てしまして、四十七年度は機械五億円を含めまして二十億円というところでございまして、これ、四十六年度、四十七年度で職業訓練校の主要な施設を終わるわけでございます。

以上、合計いたしました。四十七年度におきまして二百八十三億三千九百三十九万六千円というに相なっております。

それから四十六年度までの予算の概況でございますが、これは合計申しまして、雇用促進事業団が三十六年にございましてからの合計が、これ

は四十七年度のは入れておりませんが、千二百七十七億六千四百四十三万二千円というところでございまして、そのおもなものを申し上げますと、移転就職者用宿舎七万八千八百八十八戸で、一千六十五億五千二百二十九万円。

中小企業福祉施設が百六十六億三千五百七十六万円。これは先ほど申しましたように、各種五種類に分かれております。合計しまして百六十六億でございます。

それから簡易宿泊所につきましては、これは日雇い労働者の宿泊でございますが、去年までは三十六カ所十五億円。

それから港湾労働者福祉センターにつきましても、二十九カ所十六億円。

それから各種相談等施設につきましても、いろいろありますが、合計しまして六億五千五百六十三万円。

それから出稼援護相談所というものが五カ所ございまして、東京は出稼の多いところございまして一億九千八百四十万円。

それから沖繩に就職援護センターというのをつくりました。四十六年度につくりましたが、これが五千万円というところでございまして、それから職業訓練局關係にまいりますと、いままで職業訓練局關係では二百四十八億五千万円余りとなっております。

総合高等訓練校が八十八校、百九十六億六千七百円。

それから職業訓練校につきましてもは四十二億五千二百六十四万円。

それから中央技能センターというものが千業にございまして、その九億三千万円。

以上合わせまして千五百二十六億一千五百六十二万五千円。これが安定局と訓練局を合わせまして四十六年度までの実績でございます。

それからだいたい長くなって恐縮でございますが、最後の第三番目の御質問でございますが、保険施設費八百億円の歳出見込みの執行計画はどうなっておりますか、こういう御質問でございますが、

これにつきましては、この八百億円の大半は就職支度金等の福祉施設給付金でございます。すなわち失業保険受給者の就職を促進し、かつ早く就職した人に対していろいろ身支度をととのえるお金を差し上げるといふ就職支度金、今年度これ六万人ほど見込んでおりますが、これに要する経費が大半でございます。六百七十九億一千万円、これが大半でございます。

【委員長退席、理事柴田栄君着席】

あとその他は、雇用促進事業団に対する交付金、これが百一億二千万円。

職業訓練校設備整備費等の補助金が十一億八千万円というふうなことでございます。

○多田省吾君 先ほどの労災勘定の中で、雑収入の内容といたしまして一番大きかった預託金利息収入六十九億三千四百万円、資金運用部の預託金利息収入でございますけれども、もちろんこの財投の協力資金として余剰金を預託運用してもいいということ、法の第八条及び第十四条に規定されておりますから特に問題はありませんが、この総額をはっきりおっしゃっていただきたいと思っております。

それからこの労災保険の余剰金はどのように運用されているのか、伺いたい。

○政府委員(渡邊健二君) いま資金運用部に預託しております額は一千三百六億円ということで、四十七年度予定をいたしておるわけでございます。で、この労災保険の現金の余剰と申しますのは、これは労災保険はすでに業務上の災害が発生しておる、今後にわたってある程度長期間給付をしなければならぬものが現在あるわけでございますので、そういう支払いに充てるための一種の支払い備金に当たるわけでございまして、いままぐにはこれは払わなくていい。そういう意味では、現金も余裕があることになりまして、労災保険特会法の八条に基づきまして、預金部資金に預託をいたしまして、先ほど申し上げましたような額、それぞれ約定期限が一年未満のものから七年までのものがございます。それに応じまして三

分五厘から六分五厘までの利子が入るわけでございます。それが預託金利息収入として先ほど申し上げました額に相なるわけでございます。

○多田省吾君 この資金運用部の預託額、昭和四十六年度末の、きょういただきましたけれども、全体の昭和四十六年度の預託残高は、失保特会、労災特会合わせて四千四百九十三億円となっておりますが、四十七年度の見積もりは大体どの程度でありますか。

○説明員(福島重一君) 四十六年度末の労災特会からの預託金は、その表に書いてございまして、八百八十億円でございまして、従来私ども来年度の見通しといたしましては、労災特会につきましては原資の引き当て金といたしましては百二十億円程度を見込んでおります。それから失保特会につきましては、これはなかなか予測がつかないもので、私ども来年度の見込みは特に計上しておりません。

○多田省吾君 先ほど戸田委員から資金運用部資金の運用につきましていろいろ質問があったわけでございますが、私も前からこの委員会において資金運用部資金十八兆円の使い道につきまして質問をいたしました。先ほども生活関係に大体財投の中で五八〇程度を使っておるといってお話でございましたけれども、この内容をこまかく見てみますと、生活関係の予算の中にも、やはり産業投資と見られるようなお金がはいってございまして、やはりわれわれから見まして、厚生年金、国民年金あるいは郵便貯金等がほぼ大勢を占めておられて、そういう産業投資をしますと、どうしてもそれによって高度成長また物価の値上がりも惹起する。そして国民福祉、社会保障等にはあまり使われていないところに大きな疑問が持たれておる。そういう意味で、私もひとつ資料要求として、詳しい財投の内容を個々に至るまで出していただきたいと思っております。

○説明員(福島重一君) ただいまの先生の御要求の、個々に至るまでというのは、具体的にはどう

いう趣旨の——各機関別と申しますか、どういふふうに整理したらよろしゅうございませうか。使途別の意味でございますか。振り向けられた資金の使途別に個々にという意味でございませうか。

○多田省吾君 そういう意味です。

○理事(柴田栄君) よろしゅうございませぬ。

○説明員(福島重一君) では準備させていただきます。

○多田省吾君 労災勘定の予備費を見ますと千五百八十五億、総額の四割近い額が見込まれておりますけれども、別途歳出のほうには、保険給付等の歳出額が計上されております。予見しがたい予算の不足に充当するといながら、これはあまりにも巨額の予備費ではないかと思っておりますが、この点はどうか。

○政府委員(渡邊健二君) 予備費という額で申しますと、総額の四割近い額で非常に多いのではなからぬかという御疑念をお持ちになりますことはおもしろいと思っておりますが、これは先ほどおっしゃると申し上げましたとおり、労災保険と申しますのは、業務上の負傷、疾病あるいは死亡等がございまして、それに充てまして給付をいたしたまいます。療養中の人でございましておられるまで療養費を払い、あるいは休業期間中は休業補償をやる。なおられたあとに障害が残れば、なおられた時点でその障害の度に応じて障害の補償をいたします。が、障害の補償の中でも非常に重度の、労働能力の喪失が著しい方は年金ということで長く給付をいたします。それから遺族補償につきましても、大部分の方は遺族年金ということで、年金の給付に相なるわけでございます。したがって、すでに起きております業務上の負傷、疾病、死亡といったような保険事故に対しまして給付が今後長きにわたる。そういう今後長きにわたります、翌年度以降にわたる保険給付に充てるための支払い備金に充てるもの予備費ということで計上をしておるわけでございます。

○多田省吾君 労災保険の長期傷病補償給付とい

うものは、療養開始後三年間を経過してなお全治しない場合は療養補償給付、休業補償給付にかえて年金が支給されることになっておりますけれども、その場合、給付の六〇〇の年金が出されることになっておる。この年金の場合に、スライド規定がありまして、賃金水準が二〇〇をこえる場合に変動率にスライドして年金額を引き上げることになっておる。二〇〇刻みにしてスライドシステムを動かすもつと小刻みにしてスライドシステムを動かしたほうがよろしいと思っておりますけれども、これはどのように考えておられますか。

○政府委員(渡邊健二君) 先生いまお話のごとく、現在の制度は二〇〇刻みのスライド制に相なっております。これは、労災保険と申しますのは、基本的には基準法に、業務上の災害に労働者がかかりました場合の災害補償という補償がございまして、それを保険するというところから発足いたしました制度でございます。したがって、労災保険の給付につきましては、基準法上の災害補償との関連というものが一方にあるわけでございます。で、先生いまお話の長期傷病者補償と申しますのは、基準法上で申しますと、三年たつてなおらない方々のは打ち切り補償ということ、一時金を払って打ち切りになったり、もうものを、保険のほうでは三年で打ち切ったものでは、労働者の保護に十分でないということ、長期傷病者補償ということ、年金制度にいたしましたわけでございますが、これはやはり平均賃金の六〇〇ということで、三年までの間の休業補償に見合うものを、三年後の年金という形で出すわけでございますが、三年までの療養期間中の休業補償につきましては、基準法で、二〇〇刻みでございまして、それとの関連もございまして、三年後の長期傷病補償の年金になりましたものも、二〇〇刻みのスライド制ということに相なっております。

なお、それからこの年金のスライド制につきましては、他の社会保険とのいろいろな関係もある

わけでございます。日本の現在では他の社会保険にはスライド制というのはない、労災独自の制度でございますが、他の社会保険につきましては、長期にわたる年金等についてはスライドをすべきではないかという議論もございまして、年金のスライド制ということを検討する問題も別途ございまして、現在公的年金制度調整連絡会議というものを政府で設けまして、社会保険全体のそういうような問題を検討しておりますのでございます。したがって、労災の年金の二〇〇刻みのスライド制につきましては、ただいま申しましたような基準法上の休業補償のスライド制との関係、あるいは公的年金全体の中のスライド制の問題との関連等もございまして、それらいろいろの関連を考慮しながら今後検討することにしたと、かように考えておるところでございます。

○多田省吾君 いまお答えがありましたように、公的年金制度調整連絡会議というものが総理府に設置されましたけれども、数年たつては、これでも、中間答申さえ出ておりません。しかも、労災時の賃金から六〇％と低く押えられておりまして、傷がなおらないという段階で両方——療養給付とともに六〇％の年金に移行するというお気の毒な療養生活者に対しては、何としてもこの給付率を引き上げてやる必要があるのではないかと、このように考えますけれども、その点はどう考えておりますか。

○政府委員(渡邊健二君) 業務上災害にあわれまされた方々の補償をできるだけ引き上げるべきだ、そういう意味において労災保険の給付の改善をはかるべきだという御趣旨はまことにごもっともだとわれわれも考え、そのように努力をいたし、そのためにこれまでも労災保険の給付改善につきましては、三十年以降数度にわたりました法律の改正をいたし、改善をはかっておるところでございます。現在の労災保険の給付につきましては、ただいま先生御指摘の、休業補償あるいは長期傷病

者の場合の年金等、平均賃金の六〇％という率等も含めまして、一応これは国際水準と相なっております。ILOの業務上災害の補償に關します百二十一号条約等の水準にも達しておるわけでございます。私ども国際的に見て、そう見劣りするものではない、かように考えておるわけでございます。しかしながら、業務上の災害にあわれまされた方々の補償というものは、できるだけ手厚く、できることならしてあげるべきであるという点は、われわれもそのように考えておるわけでございます。また、その意味では今後とも給付の改善について検討してまいりたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたごとく、労災保険の給付の内容というものは、労働基準法の災害補償というものととの関連もあるわけでございます。現在労働基準法の内容につきましては、すでに制定後四分の一世紀もたつておいて、そのままだいのかどうかという問題もございまして、それらを昨年以來労働基準法研究会という学識経験者の方々のお集まりにも検討をお願いし、問題の指摘と、それについての御意見も承っております。逐次それについての御意見も出され、安全衛生だとか、あるいは労働時間、休日休暇等については、すでに意見が出されておりますが、その他残った問題につきましても、引き続き御検討が続けられておりました。この災害補償の問題もただいま検討の対象になっておりますので、それらの御検討の結果、基準法上の災害補償についての改善等の御意見が出てまいりますれば、それと労災保険との関連等を勘案いたしながら、今後労災保険の給付の引き上げについて検討してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○多田省吾君 次に御尋ねしたいのは、一昨日も論議されましたけれども、いわゆる通勤途上の災害でございます。ILO百二十一号条約でも、労災に、通勤途上の災害を含むという解釈もありません。また通勤災害も労災給付の対象としていない国はもう西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、オーストリア、フィンランド、ソ連など、約三十数か国に及んでおるわけでございます。特に最近、わが国の通勤途上の災害というものは非常に増加してございまして、各種の生命保険も交通災害というものを二倍、三倍の支払い額にしている現状です。このように、通勤途上の災害を労災に含めるかどうかという問題は、勤労者にとつてこれは重大な問題であります。で、非常にいままでの政府答弁は消極的でございます。このように、主要な先進国がほとんど何らかの形で通勤災害を労災扱いにしている現状にかんがみまして、わが国も早急に必要の条約の批准も行っていくべきであると思っておりますけれども、どう考えているか。特に通勤災害の統計数をとっているかどうか、その辺をひとつ全体の労働災害の統計から比較しておっしゃっていただきたい。

○政府委員(渡邊健三君) ILOの百二十一号条約におきましては、業務上災害の定義の中に、通勤途上の災害を労働災害とみなす条件を含めるといふ規定がございまして、まあこれをどういふに解釈するか問題があるわけでございます。が、すべて労働災害としておきましても、ともかく通勤途上の災害のあるものは、労災、業務上の災害の中に含まれるのだという考え方があつて、現行の法に照らして考えられるわけでございます。現在わが国の労災保険法で申しますと、たとえて申しますれば、使用者が指定をいたしました通勤バスで通勤することが従業員に義務づけられておるといふような場合、あるいは急に、緊急に早出を命じられて急遽呼び出されて出勤する途上に災害があつたというような場合等々、使用者の管理下で、通勤途上ではあるが、使用者の管理下にすでに入つておつたと見られるようなものは、これは通勤途上の災害でありまして、業務上の災害としてわれわれ保険給付の対象にいたしているわけでございます。しかしながら、そうでない一

般の通勤途上災害、これは確かに業務と密接な関連はございすけれども、また通勤途上という場合には、使用者の管理下に入つておらず、そういう意味で、使用者の管理下に入つて業務につく前段階における災害である、こういう考え方、そういう一般の通勤途上災害を業務上の災害としておらないわけでございます。で、しかしながら、先生もおっしゃいましたように、最近のわが国の交通事情、それに伴う交通災害の多発、こういう関連におきまして、通勤途上におきまして、まあ主として交通災害にあられる例というものが非常にふえておまして、これをこのままだいのかどうかという点は、世上いろいろ問題になっていることはわれわれも十分に承知をいたしているわけでございます。

そこで、一昨年、通勤途上災害調査会というものを設けまして、通勤途上災害をどう取り扱うべきかという点について御検討をお願いしておるわけでございます。で、現在までの御審議におきまして、通勤途上災害が、先ほど申しましたように、現在までのところ一般的には業務上災害とされておらない、したがって、そういう災害にあわれた労働者は、健康保険等によって保護を受けられることに相なつておるわけでございます。もう一つ、現在の保護では、必ずしも十分でない。もっと保護を、最近の交通事情等にかんがみ、手厚くする必要があつておる点につきましては、同調査会の労使、公益の方々が大体すでに意見は一致されておるわけでございますが、その給付内容をどうするか、あるいはその費用負担をどうするかといったような点につきましては、労使の間にお互いの一致を見るに至つておらず、現在公益委員の方が中心になりまして、両者の歩み寄りをいろいろはかつておられるわけでございます。私どももいたしましては、同調査会がそう遠くないうちに見解をまとめられまして、御意見をお出しただくものと期待をいたしておりますので、同調査会から御意見が示されますならば、その意見を尊重いたしまして、必要な措置をとってまい

りたいと、かように考えております。

なお、先生から通勤災害の発生状況、統計的にどうなっているかという御質問でございますが、これにつきましては、昭和四十五年に労働省で通勤途上の災害調査というのを実施いたしております。これは製造業で、常用労働者三十人以上雇用する事業場につきまして、四十五年の七月から九月までの三カ月間に、労働者が住居と事業場との間を通勤するために行動していた際にこうむった災害であつて、休業一日以上のものを調査いたしましたものがございまして、それによりますと、災害の発生率は千人当たり一・〇六、いわゆる千人率で申しますと一・〇六でございます。その期間に発生いたしました労働災害の発生率、すなわち五・四九に比しますと、その約一九％程度に当たつてゐるわけでございます。で、この発生率を単純に年間の率に換算いたしますと、四・二四となりまして、一年間に労働者千人につき以上の休業を要するような災害をこうむることに相なるわけでございます。で、これを四十一年の調査等から見ますと、同じ、最初に申しました三カ月間の調査で見ますと、四十一年当時は〇・九九でありましたのが、一・〇六というふう増加をしておることから見まして、四十一年当時から見ますと、やはり交通事情の状況等からいたしまして、徐々に通勤途上災害がふえてゐるということもわかれるわけでございます。

○多田省吾君 まあいまお答えにもありましたように、使用者の管理下にあるような通勤途上の災害について補償してゐるということでございますが、そういうこともイギリスをはじめ十カ国足らずあるわけでございます。それから全然通勤災害に対する給付を定めない国、インドをはじめ四カ国ぐらゐ、これはむしろ少ないほうでございます。先ほど申しましたように、全面的に通勤災害を労災給付の対象にしている国というのは、先進国は三十数カ国やつてゐるわけですから、わが国も早急にそれをやるべきであらう、このように思

うわけです。これはもう当局に強く要望するものでございます。

最後に、最近著しい工業化と技術革新によつて、かつて特定の産業に限られていた化学物質の使用が、全産業に広がることによつて、神経障害あるいは新たな形の疾病が増加してゐるわけである。現行では労災補償を受けるためには、労働者が業務上であることを立証しなければならぬわけですが、これを法改正して、公害無過失賠償責任制と同じように、使用者と労働基準局が、業務外であることを立証しない限りは、業務上とするという方向に改めていくべきであると思ひますけれども、まあこれは衆議院なんかでも論ぜられておられますが、どう考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。特に最近PCB公害なんかも非常に広がつてゐるようでございます。カネミ油症事件なんかに見られるように、これはもう相当な障害である。この点はどう考えてゐるのか、ひとつ御答弁を願ひたい。

○政府委員(渡邊健二君) 先生御指摘のように、最近、産業の技術革新に伴ひまして、新しい生産方法や新しい物質の使用等に伴つて、いろいろな新しい形の業務上災害あるいは職業病等が多数発生いたしておりますことは、われわれもここに残念に思つてゐるところでございます。で、これらに対します業務上災害としての取り扱いでございますが、これは業務に起因いたしまして発生いたしました災害あるいは疾病ということになりまして、これはやはり基準法上、したがつて、労災保険法上も使用者の無過失責任でございまして、使用者が過失があつたらうと、その災害、疾病が業務に起因したものであれば、業務上の負傷、疾病事故ということで、労災保険あるいは保険の適用のないものは基準法上で補償がなされるわけでございます。しかし、それはあくまでも業務に起因したものであることが必要でございます。使用者が補償をいたしませんと、罰則をもつて使用者は処分を受ける、このように相なつております

関係からも、そういうものが、業務に起因したというものであることが、業務上災害については当然要件になるわけでございます。で、しかしながら、その点について労働者側がなかなか業務に起因したものであるという立証が困難ではなからうかという御趣旨もあつたらうと思ひます。が、これにつきましては、労働者の方から一応それが業務上のこういふ理由によつてかかつたんだということを申請をしていただきますと、労働者の立証だけでそれを判断してゐるわけではなく、必要の場合には基準監督機関が必要な調査をいたしまして、業務上であるのかいなかというところを認定いたしまして、保険給付等も決定をいたしておるわけでございます。したがつて、労働者の立証が十分でない場合にも、行政官庁のほうの調査によつて業務上とされる場合も多々あるわけでございます。

それから、先生御指摘の職業病というふうな場合にはその認定がむずかしい。したがつて、労働者の方で立証が困難であるという点の御指摘であると思ひますが、こういふ点につきましては、基準法に基づきまして、業務上の疾病とされるものを施行規則に列記してございまして、そういうものは一応業務に起因する疾病である、いわゆる俗に職業病といふか、列記してあります。したがつて、その原因、いかような業務に従事しておつても、その基準法施行規則に列記された疾病にかかると、一応は業務上の疾病という推定をされるわけでございます。さらに、その業務上の疾病であるかどうかという病気の判断等につきましては、いろいろ問題がございまして、それにつきましては、われわれ行政の取り扱ひをいたしまして、認定基準というものを定めておりました。それぞれ、中毒といったものと、どういふ症状、どういふ検査結果が出ればそれは何々の中毒であるという認定基準というものを定めまして、それによつて統一した認定の取り扱ひをいたしておるわけでございます。したがつて

まして、この労災の診断、治療に当たられます。いわゆる労災指定医などは、大体この認定基準を承知しておられるわけでございます。労働者からそういう業務上の疾病だとして診断を求められたような場合には、認定基準で定められました。いろいろ検査をいたしまして、検査の資料等を添えて保険給付の申請がなされますので、それによつて認定基準に合つてゐるかどうかがいふことと、基準監督署で業務障害の認定をすることになつておられますので、一般に考えられますほど、それほど業務上の認定に際しまして、労働者の立証が困難であるために、なかなか保険給付が受けられないというところはないわけでございます。年間約百六十五万人が新たに保険給付、業務上の負傷、疾病、死亡などを受けてゐるような状況でございます。大体そう困難なしに一般には労働者は労災保険によりまして保険給付を受けられるような状態に相なつたわけでございます。今後ともわれわれこれらの認定基準の明確化あるいは労働者の立証が不十分な場合における監督署からの積極的な調査あるいは専門家の認定等々の手段によりまして、適切な業務内の認定が行なわれ、労働者が不利におちいることのないように運用してまいりたいと、かように考えてゐるところでございます。

○多田省吾君 関連しまして、最後に、労働安全衛生法案が二月十五日に閣議決定いたしました。いま社労委員会に付託されておりますけれども、ちよつとおそすぎるんじゃないかということですね。それから、これが成立しても、二重行政になつておそれがあるんじゃないかというふうな心配。それから、今度の四十七年度予算でも、労働省の安全衛生関係予算というものが、中小企業への融資二十億円を含めてもわずか四十億円だ。ですから、法律はつくつたが、政令とか執行体制では骨抜きになつて何もないということも言われております。そういう点に關してどういふ覚悟を持つて今後やつていこうとなさるのか、その辺をお伺ひしたい。また、この労働安全衛生法案と、それが

ら本特別会計法案との関連性についてどうい  
考えを持っているか伺いたい。

○政府委員(渡邊健二君) 労働災害が多発生い  
たしまして、労働者の生命、身体がそこなわれて  
おりますことは、われわれきわめて心を痛めてい  
るところでございます。労働災害防止は、労働  
行政の最重要といたしまして、われわれもこれま  
で努力してまいりましたところでございます。しか  
しながら、三十年以降、技術革新というものが非常  
に進み、経済成長が非常に進んでまいりました。そ  
ういふ中で、いろいろ新しい製造方法あるいは工法  
等がどんどん入ってくる、あるいは新しい化学物  
質その他のいろいろな物質が使用されるようにな  
るといふようなことで、いままでなかったような  
新たな大形の災害、新たな職業病というものがふ  
えておるわけでございます。そのために、そうい  
うものに対処いたしますために、いろいろ努力を  
われわれいたしましたわけでございます。基準  
法を中心といたしますこれまでの予防体制では、  
いろいろの面で十分でない点がだんだんと出てき  
ております。たとえて申しますと、基準法は直接  
使用者、雇用関係を前提といたしまして、最低労  
働基準を設定いたしました。それを順守させるこ  
とによって事故を防止しよう、こういうのが従来  
の基準体系の中心にするためでございます。いま  
が、たとえていいますと、建設業で最近建設社が  
共同してジョイントベンチャーというようにな  
ることで工事を行なう、あるいは元請、下請、孫請、曾  
孫請というような複雑な関係の中で、同一場所  
で作業が行なわれるといったようなことになりま  
す。直接の雇用関係、雇用関係だけを規制いたし  
まして、非常に複雑なそういう関係の中で、十  
分な統一的な災害防止対策がとれないといったよ  
うな面、あるいは直接の雇用関係以外の製造、流  
通段階等々からくる災害というものがありまし  
て、それは直接の雇用関係だけの規制では十分で  
ないという点から、そういう技術革新がどんど  
ん進んでおります結果、最低基準を設定して、そ  
れを守らせるだけでは十分でない、さらにいろいろ

るよりよい環境の設定とか、技術上の指針とか、  
か、そういったような指導行政を加えないと、災  
害防止に十分でない等々の点が感じられましたの  
で、これまでの基準法を中心といたしました災害  
防止体制では十分でないということで、いろいろ  
検討の結果、今回基準法から、関係の条項を抜き  
出しまして、さらに最近の産業事情等に即応いた  
しました。先ほどから申しております直接の雇用  
関係以外の面における製造、流通段階等々につ  
きましての規制、あるいは最低基準の設定を上回  
るいろいろな指導助長行政、そういうようなもの  
を含めまして、労働安全衛生法といたしまして、総  
合的な立法ということで国会に御審議をお願い  
いたしておるところでございます。で、そういう  
立法をしても、いろいろ予算等が必ずしも十分  
なくて、私をつくっても魂が入っておらないの  
ではないかという御意見でございます。まあ、われ  
われこれでも、今年度の予算におきましては、従来  
なかったような、いろいろの施行法で予算措置と  
して含まれておるわけでございまして、一つ二つ例  
を申し上げますと、新しい労働安全衛生法では、  
安全衛生教育の設定ということを非常に強く規定  
をいたしておりますが、それを受けて、労働  
安全衛生教育の充実のために、労働安全衛生セン  
ターというものを今度実施して、職長教育等々の  
安全衛生教育を十分徹底していこう、こういう考  
え方で、そのためのセンター設置費といたしまして、  
三億円というものが本年新たに計上されてお  
ります。あるいは今度の労働安全衛生法案では、健  
康診断の徹底ということを非常に強調いたしてお  
りますが、この健康診断推進のために、健康診断  
機関に対する助成金あるいは企業を離職した後に  
おける健康管理のための健康管理手帳制度の実施  
等々のために一億円余りの、一億一千六百万円は  
どの新しい予算も計上されております。その他災  
害防止指導用の計測器等の整備、あるいは危険有  
害設備計画の事前審査等、新しい労働安全衛生法  
で規定されます事項に対応いたします新たな予算

が入っておりますし、先生が例にあげられました  
ように、初めて安全衛生融資制度、二十億円とい  
うものが四十七年度予算では計上されました。特  
に中小企業等を中心といたしまして、安全衛生向  
上のためにいろいろの設備改善等々を行なつた  
り、あるいは健康診断機関の健康診断のための機  
器の整備をはかるために必要な融資制度を設ける  
というような予算も入っております。で、私ども  
も比較的いたしましては、今年度はかなり従  
来から比較いたしますと、それなりの予算の充実  
は見たと考えております。今後とも一そうこうい  
う面の予算の充実をはかりまして、労働安全衛生  
法案の趣旨が今後実施面で十分生かされるよう  
に努力したいと考えております。

○理事(柴田栄君) 午後二時二十分から再開する  
こととし、暫時休憩いたします。  
午後一時四十二分休憩

午後二時三十二分開会

○委員長(前田佳都男君) たいだいまから大蔵委員  
会を再開いたします。

休憩前に引き続き、労働保険特別会計法案、空  
港整備特別会計法の一部を改正する法律案及び沖  
縄振興開発金融公庫法案、以上三案を便宜一括し  
て議題といたします。質疑のある方は、順次御発  
言を願います。

○栗林卓司君 最初に、事務的な問題について若  
干伺いたいと思っております。

〔委員長退席、理事柴田栄君着席〕

徴収の一元化については、事務の簡素化等とい  
う理由があげられておりますけれども、今回御提  
案の労働保険特別会計法によると、事務はどのよ  
うに簡素化されるのか、細部はけっこうですか  
ら、大づかみに簡潔にお答えいただきたいと思  
います。

○政府委員(藤正勝君) 従来両保険でそれぞれ  
保険料を取ってまいりましたので、たまたま違っ  
ておりました。労災につきましても、年間一本で

概算保険料で取りますけれども、失業保険につ  
きましては、原則として月々保険料を取るとい  
うなやり方をやっておりますが、今度は一元  
化したとすると、両保険ともその点は一括して概  
算保険料で取るというふうなことでございませ  
ん。まあ例外はございませぬけれども、原則とし  
ては年一回ということ、しかも両保険を一回で取  
るといふところは非常に簡素化でございます。そ  
れから細細事業につきましても、事務組合を通じ  
てやっていく方針でございますが、これも従来  
も、労働保険事務組合一本でやります。それぞ  
れ半分くらいしか入っていない状態が、ど  
うかに入っておれば、今度は両方とも取るとい  
うようなことになってまいります。そういう点で、  
役所のほうの手続も非常に簡便化されます。事業  
主のほうも年間に一べんとというようなことで非常  
に簡便化されるということでございます。

○栗林卓司君 そうしますと、一つ具体的な例と  
してお伺いしますと、労働保険事務組合というも  
のがあります。従来は徴収した額の一部をそこに  
事務費として補助していたという経緯があったと  
思いますが、ただいまのお話のように、事  
務工数がたいへん簡素化されるということになり  
ますと、その点も再考慮されていくことになるか  
どうか。さらにまたそれぞれの徴収事務にかかわ  
る行政費用についても、範囲の拡大は別として、  
それについても削減、減っていくということにな  
るんでしょいか。

○説明員(田中清定君) 労働保険事務組合に対し  
ます報奨金につきましては、四十七年度におきま  
しては、前年度の実績に従って交付するといふこ  
とでございますので、一元化によって特に変  
わったということはございませぬ。徴収勘定の業  
務取り扱い費につきましては、これは両保険の事  
務を一本で処理するということから、経費的には  
相当の節約になっているということでございます。

○栗林卓司君 前のお答えのほうは、ことしはわ

かりましたけれども、一元化が反映される以降はどうなんでしょうか。

○説明員(田中清定君) 四十七年度は、労働保険事務組合の事務処理状況あるいは中小零細企業への加入状況等、その辺のところの情勢を見守りながら、四十八年度以降の普及拡大にいろいろな意味で努力をしましてまいりたい、こう考えて現在鋭意検討中でございます。

○栗林卓司君 従来月々のものが年一回になるという、たいへん事務工数の違いという、いまのお話は合点がいきませんけれども、一つ念のために伺います。

特会としては一本にしましたけれども、中はそれぞれ明確に分類整理するわけですから、当然徴収についても二つに分けて、それぞれ事業所なり組合なりあるいは行政機関なりが分けて事務手続をすることにしたいと思います。この点は一元化のもたらす事務の簡素化を阻害することではないか、そう考えてよろしいですか。

○政府委員(藤縄正勝君) 全部について適用を一元化するというのが理想でございますけれども、実は業種によりましては、そうもまいりませんで、一部二元的な適用を残すわけでも、大部分のものについては一元的な適用になるわけでございます。そこで、従来は労災、失業保険それぞれ適用徴収をやってまいりましたが、今度は主として概算保険料という観点から、一般の事業につきましては、労働基準局系統で一括して徴収を行ないます。それから事務組合の関係等は、都道府県のはうでこの手続をするということの中で振り分けましてやってまいりますので、個別の事業場についていえば両方からくるということとは原則としてない、一本で徴収される、こういうことでございます。

○栗林卓司君 あとの質問とも関連しますので重ねてもう一つ伺いますと、中を二つに分けたままにしてというのは、従来の失業保険、労災保険の特別会計を、実質的な変更を加えないで、それを一つの特会としてくくったというのが今回の御提

案なんです、それをあえて二つに中を残した大きな理由は何だったのですか。

○説明員(田中清定君) 徴収一元化によりまして、適用徴収業務については一本になったわけでございますが、徴収勘定で収納して受け入れられた保険料につきましては、それぞれ保険料率に応じた労災の分、失業保険の分ということで、やはり経理区分をする必要があるということでございます。取支を明確にする必要があるというところでございまして、そういう意味におきまして、勘定区分を設けて、労災保険事業としての取支を明確にする、失業保険事業としての取支を明確にするということが必要だということで勘定区分をしたわけでございます。

○栗林卓司君 それではほかの面からお伺いいたします。範囲を拡大して五人未満まで及ぼしていきなると、期間は別として三年ぐらゐ時間をかけながら考えていきたいというお話がありましたけれども、五人未満というのは、一人を当然含むと思えますけれども、そう理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(藤縄正勝君) 一人でも雇用労働者がいる場合は含まれるわけでございます。○栗林卓司君 そこで、これまでの質疑をお伺いしますと、たいへんむずかしいので、調査検討しながら努力をしていきたいというお答えでございました。むずかしいということはよくわかるんですけれども、なるべく早い機会にということであると、どういう行政手段で、いま言われたか一人でも雇用関係があればというところまで広げていくのか、その構想ぐらゐはもうなければいけないんだらうと思えますが、そういうことから二、三お伺いしたいんですけれども、かりに、一人が雇用関係にあるから労災の対象になる、失業保険の対象になるとした場合に、その保険関係なり、あるいは給付事由なりをだれがどうやって立証するのか、その点はどうか考えておられますか。

○政府委員(藤縄正勝君) いま問題になっており

ます適用は、もちろん強制適用でございます。そこで、従来といえども五人未満は任意適用の道がありまして、一定の手続によって任意に加入するということはあるわけでございます。そうなりまして、いわば労災のほうから動きまして、そして加入手続を経て行なわれるということでございますが、今度の場合は、強制適用でございますから、政令で適用範囲が拡大になります。たとえ

ば四十七年度で申し上げますと、製造業その他の四業種は適用拡大になりました。そうしますと、一人でも雇用労働者がおり、その業種に該当すれば当然強制的に適用になってまいりますわけでございます。そこで、あとはただ事業主には規則によりまして保険関係の成立届けを行なう義務がござい

ます。そういう手続をしていただきますけれども、もし出ない場合は、職権で手続を進めるということで、これは役所側でできるだけ努力をして、いわば捕捉をしながらその手続をしていくというところでございます。万一、保険事故が生じた場合、先ほどお答えいたしましたように、失業保険なり、労災保険なりの保険事故が起こりました場合に、労働者に対しては、当該事業場の適用の有無にかかわらず、もはや保険給付はなされるわけでございますから、あとはもうもちろん保険経済上の必要に基づきまして、役所としては、もし未適用であれば、それに対応する費用を徴収しなければならぬというようにござい

ますが、そういう必要からも、できるだけ役所のサイドにおいて把握にとめるということでございます。労使のほうからいえば、先ほどの成立届け以外には、具体的に加入手続ということはいらないわけでございます。

○栗林卓司君 法律のたてまえは、おっしゃるとおりでしょう。ただ、そういう義務を課してあるというのには、義務を違反した場合に、それを担保する別な仕組みというものがないと、書いただけになってしまふんです。その意味で、一人でも雇用関係にあれば私があえて申し上げたのは、そのときに、たとえば保険関係が発生した、そう

いった届けを出す必要がある、義務がある、そういうものを国の行政機関として必ず守らせる、守らない場合には、当然それに対する救済措置も講じていく、あるいは払わない者に対しては取つていくんだ、そういう活動を実際にしていく場合の行政コストというものを考えますと、そこでどんな構想でおやりになるんですかと伺っているんです。

○政府委員(藤縄正勝君) まさに御指摘のように、その点がいへんむずかしい問題でもあるわけでございます。そこで、私どもとしましては、できるだけ雇用関係の比較的はつきりいたしておりますような四業種からまず手をつけるという、段階的にもまずそういうものから手をつけるということを考えておりますので、それから労働保険事務組合というものを今後ますますたくさん設立を願ひまして、できるだけそういう事務組合を通じて事業主のほうの加入が行なわれるような、そういうことでやってまいりたいというふうに考

えておるわけでございます。

○栗林卓司君 当面、強制適用の対象になるのは四業種というお話でしたけれども、当然労働省としては、将来の方向として、全業種に及ぼしていきなると、当面の取っかかりとして比較的勝手がわかってる四業種から手をつけていきなると、こういうことだと思ふんです。ですから四業種についてやるのだということは、さしあたっての話としてはわかる気がいたします。しかし、これから二年、三年、五年という将来の構想で考えると、全業種を含めてということになると思ふんです。

そこで、これも実際には苦勞されている点だと思ふのでありますけれども、とにかく一人でも対象になるのだといった場合に、悪意の受給者に対してはどういう処置を考えておいでになるか。たとえば大きな事業所というものは、そもそも出発点でございまして、その意味で事業所というのは、そういう一つの管理機能を持っておりまして、ある部分はそこに失業保険なり、あるいは労

災保険というものが成り立ってまいります。この五人以下がさらにふえてくるということになると、相当程度国が入っていかないと、その処置がでないということになる、といって相手が一人という場合には簡単な例で、やはり雇用主でもまづ一人でしょう。そういう場合に、保険関係から、保険事由発生の際に、しかもそこに悪意があったのかなかったのかというところまでほんとうに負い切れるものなのか。努力しますというところとはほんとうに簡単な例で、すけれども、ほんとうに行政に乗り込んでいくことは、たいへん先ほど来の質疑を伺っていて私は不安を感じたので、重ねて伺いたします。

○政府委員(藤縄正勝君) その点はまさに実は非常に重要な問題でございます。ただこの関係の法律は二年前に国会に提出されました。そういう点もあわせて御議論がございまして、成立いたしましたので、役所としては実際に入って行かなければならぬというところになっていくわけでありませう。ざりとて確かに先生御指摘の点はたいへんむずかしい問題をはらんでおるわけでございます。

しかしながら、そういう問題があるからといって、実は二十五年間、五人未満の零細事業場にやはり保険の適用はできないという反論がございまして、そういうことでございまして、たいへん困難のあることはいささか承知の上で、一元徴収あるいは保険事務組合、いろいろな手だてを通じて、実施に踏み切ったというところ、私も簡単な例で完全に適用に正々といくと、いろいろには思っていないのでありますが、御指摘の点は十分努力してその間のギャップを埋めていかなければならぬというふうに思っているわけでありませう。

○栗林卓司君 そこで、お伺いしたいのですけれども、確かに二年前の法律でございまして、きまつた以上やらなければならぬということ以上に、この五人未満まで及ぼしていき、それと徴収の一元化をはかる、これは全く離れた問題であったのです。当時の事情を私つまびらかにしませんけれども、徴収の一元化ということ、それから五人未満まで及ぼしていきたいのだということ、事務工数までふえるということ以上に、失業保険と労災保険の共通性というものをやはり着目した一つの立法の方向ではなかったのか。なぜ言うかといふと、たとえ健康保険にしても、年金にしても、いろいろな諸制度があります。だれだつて病気になるれば、やはり健康保険は必要な事前処置だし、だれだつて年をとるといふことになれば年金も必要となる。ところが、失業保険と労災保険というものはなければならぬにこしたことはない、そういう共通性があると思つておる。そういう共通性に着目して、これは下までおろしていく当然の前提として似通つたものだから、一掃にいくのだという、そういう発想があつたのではないかと感ずるのですが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(藤縄正勝君) 従来から厚生省所管の保険も含めまして、各種社会保険を一本に制度化し運用したかどうかという御意見はあるわけでございます。また諸外国の例を見ましても、いろいろな方向があるわけでございます。ただそういった議論が確かに背景にあつて、こういう手続が進められたことは事実でございますけれども、少なくとも厚生年金あるいは健康保険というようなものを、いま一緒にするということとはとてできないというところになりまして、それで労働省所管のところはどうかという議論が一つあるわけでございます。しかしながら、これもそういう背景がありましたことは御指摘のとおりでございます。理論的にそれじゃ厚生省のほうが無理である、労働関係は保険として一本にする、労働保険という制度にしようというふうなところまでは実はきておらないのでありまして、確かに雇用関係ということをお前提にするという共通の場はござい

ますけれども、しかしながら、給付の側面におきましては、実際にその必要性なり、あるいは制度の沿革なりというものがかなり違つておりました。これはたまたま労働関係ということ等から一本の労働保険というわけにはなかなかまいらぬわけでございます。しかし、そこへもつてきまして、今度は五人未満ということがむしろ当面非常に重要な課題として出てきたのだから、やや屈折がございまして、五人未満の適用を進めるについては、業務の簡素化をはかる必要がある、そんなところから可能な適法な徴収については一元化をしよう、こういうことで、二年前にこつた考案が法律案の形で出てきたのだと私も受けとめておるわけでございます。

○栗林卓司君 いや、実は、失業保険と労災保険、これが全く同じものだとおっしゃることを申し上げておるわけではございません。ただ、その辺の共通する部分、どこが似通つておるかという、雇用関係ということもありませんけれども、もう一つは、支出が少なければ少ないほど結果としていいんだという側面を両方とも持つておる。これは、健康保険とか国民年金保険とは全然違つて、すから、すぐれて社会保障的な機能が、だから下まで及ぼしていかなければいけない、こういうところからお伺いしたのですけれども、そのことと重ねては申し上げません。

ただ、ひとつこの点について御意見を伺いたすのですけれども、五人未満、一人も含むということになりまして、なるほど雇用関係ということでは、事業の発生に密着したものではありませんけれども、一人ということ、それは国民一人一人の権利ということに非常に近くなつてくる。それほど広がってくる。当面の対象は一人ということじゃなくて、広がっていくと、結局そこまでこれは広がっていかざるを得ないのではないかと感ずるのですが、この点、御意見いかがでございませうか。

○政府委員(藤縄正勝君) その点は、一人といふまでも、雇用される者が一人でございまして、事業主があるわけでございますから、いま先生のおっしゃるような意味では、むしろ二人ということにならうかと思つておる。つまり一人親方のような、これはたまたま労災では任意適用というふうになつておりました。ここで問題になつております強制適用ということについては、あくまでも雇用労働者に限られるわけでございます。そういう意味では、一番小さな単位である一人ということへまいるにしても、事業主のほうから抜けております。そういう観点から言へば、あくまでも雇用関係を対象とした保険であつて、すべての国民を対象とする保険というところまでは、やっぱりそこに一線あるのではないかと、いろいろに考えます。

○栗林卓司君 それはおっしゃるとおりなんですけれども、ただ、いま国民の権利に近いということと申し上げたのは、きょう雇用主が、あしたは人に雇用されれば当然対象になるわけなんです。したがつて、どうやって国民一人一人に周知徹底させるかという作業がいやでもつてまいります。先ほど来申し上げておられます保険関係の発生にしても、事業の確認にしても、これまでの行政のワグ組みをはみ出していくことになりかねない。また、そこまで覚悟しないと、おっしゃつておる五人未満という課題には取り組めないというふうに感ずるわけですから、たいへん行つたり来つたりするような議論になりました。

次に、別なことで関連しながらお伺いしたいのですけれども、まあ、一人にばかりこだわるようでは、一人まで対象を及ぼすという発想で考えてまいりますと、失業保険対策ということ、裏返せば完全雇用政策だということになります。当然、失業に対してどういふ対策を打つかが、さしたることは保険というものであつても、長期的には次の雇用を確保するわけなんです。それを、雇用労働者一人一人について事業の大小にかかわらず実現してはかかっていくんだということになります。それはそのまま完全雇用政策にほかならないような気がいたします。

そこで、その観点で、これは一昨日も議論に出  
ておりました、これからますます大きな問題に  
なっていくであろう中高年の雇用対策の問題につ  
いてお伺いをしたいのですけれども、これにつ  
いて、労働省として雇用率をそれぞれきめて、強制  
力がないけれども、行政指導をしているんだとい  
うお話がございました。その行政指導の具体的な  
効果について、ありましたら簡潔にお伺いしたい  
と思います。

○政府委員(中原晃君) 昨年成り立ちました中  
高年齢者の雇用促進法につきましては、十月一日  
から施行されておるわけですが、確かに、確かに  
先生御指摘のとおり、強制力はございません。た  
だ、その法律の中に、当該職種について率を達成  
してない企業が、たとえば学卒をほしいという  
ことで求人申し込みができた場合には、そういう求  
人は受けつけられないこととありますが、そういう求  
人がございます。これは伝家の宝刀でございます  
で、むしろ、そういうこともあるのでということ  
で指導に使えるものでございますが、そういうこ  
とで強制力はございませんが、そういう条文その  
他の行政指導を通じて、これは長期的といいた  
いますか、五十年程度くらいを目途にして順次達成し  
たいと思っております。単なる努力規定だか  
ら、ただ言いつばなしということじゃなく、実効  
をあげるように努力したい、かように存じま  
す。

○栗林卓司君 これからの中高年雇用対策という  
ことで考えますと、今後の日本経済の伸びがどう  
あるかは別にして、従来のような非常に厚い  
人手不足状態からは変わっていくだろうと思いま  
す。そう考えてみると、新規学卒者がほしい、そ  
のため条件としてこの雇用率でなければなら  
ぬ、これはだんだんと行政的力がなくなってい  
く。その意味で事業所ぐるみを見て、あなたのと  
ころはこういう雇用率の雇用構成にしないとい  
うところまでいがないと、年ごとに深刻化するで  
あろう中高年雇用問題というのは、早期には解決  
しないように思うのですけれども、この点はいか

がでしようか。  
○政府委員(中原晃君) いまの栗林先生の御指  
摘、私も全面的に賛成でございます。今後の雇  
用政策の一環として、たとえば具体的に言いま  
すと、雇用主懇談会等の、事業主団体等の会合  
における啓蒙を通じ、あるいは安定所における指  
導、それから事業団が行なう各種の融資、午前中  
も議論になりましたが、こういうものにつきまし  
ても、今後、雇用率達成事業に対しましては、各  
種の優遇措置を講じていくといったいろいろな総  
合的な対策を講じて、何とかいまして、この  
雇用率は企業並びに労働組合等の理解と御協力  
によりまして達成しなければならぬと、かよう  
に存じておる次第でございます。

○栗林卓司君 重ねての質問ですけれども、強制  
力のある法制化も必要になるとお考えになります  
か、それとも、そこまでいかなくとも、大体消化  
できるとお考えになりますか。  
○政府委員(中原晃君) これは、先ほど申しまし  
たとおり、現在は達成していない職種がほとんど  
でございます。ということは、現状の調査をおと  
しの十二月に行ないます、これも高いところ  
に目標を置いたわけでございますので、現在では  
まだ達成していないのは当然といえども、当然でござ  
いませぬが、私も今後の実績と推移を見ながら、  
いま御指摘のような点も検討したいと思いま  
すが、私も、この日本の雇用賃金慣行につ  
きましては、終身雇用制または年功序列賃金とい  
うような、西欧諸国に比べると特殊な慣行がござ  
います。この慣行がいかに悪いかにつきましては  
いろいろあるかと思いますが、私もやはりこの  
いう慣行も新しい時代の要望に合うように、少な  
くとも変更だけはしなければ、とても今後の需要  
に追いついていけないと思うのでございませぬが、  
こういう従来の制度が、いかに面もありながら、  
やっぱり中高年の雇用をばばみ、学卒にはドル  
ショックのさなかでも三倍も五倍もという一種の  
年齢的なアンバランスを呼んでいると思いたす  
で、やはりそういう雇用率の達成につきまして

は、そういうような雇用賃金慣行、それから一つ  
の企業におきましても、外国に比べると日本の場  
合は間接部門の人員配置が多いというようなこと  
もいわれておりますが、そういう点に対する合理  
的な指導等も行ない、そういうような行政をや  
つてみた上で、先生御指摘のような点も考える必要  
があれば考えなければならぬということ、まず  
当面はこの推移を見守り、あらゆる手段をもって  
その達成に努力する、これが先決だろう、かよう  
に存じます。

○栗林卓司君 関連して、これは基準局の関係か  
もしれませんが、いまのお客えの中で、日本独特  
の賃金慣行、年齢別序列賃金というお話がありま  
した。そこで、もとは失業保険から出発したわけ  
ですけれども、ある期間まで保険で見てやっただ  
あとは、というふうにしては、これは対策として  
は十分ではございませんし、したがって、そうい  
う日本的な賃金慣行を含めた中高年労働者に対す  
る雇用の口というものをどうやってつくっていく  
か。そうなりますと、実は最低賃金の問題にも触  
れてくるわけです。これまで最低賃金というの  
地域、業種とはいろいろの、一番低い線で考えら  
れてまいりました。これは若年労働力でさえあ  
られていた時代の姿だと思えます。しかし、これか  
らを考えますと、年齢別、これはどうい層に  
くかは別にして、年齢別最低賃金の法制化とい  
うものがもう一つの側面でない。もともとなぞ新規  
学卒が歓迎されるかといえますと、それは単なる  
経済の合理性だと思ふんです。そうなっているわ  
けですから、それに対して無理なたがをはめてい  
かなければならぬ。そうすると、最低賃金の問  
題も、年齢別ということに当然のこととして踏  
み込んでいかなるを得ないと思うんですけれども、  
この点はどうでしょう。

○政府委員(津島健二君) 現在最低賃金法に基づ  
きまして業種別、職種別、または地域別の最低賃  
金の推進に努めておるわけでございます。これ  
に年齢別という考慮を加えることはどうだ、こ  
う御質問でございますが、この点につきまして

は、諸外国の例等を見ますと、成人労働者、そ  
れよりも下の未成年の労働者等に、年齢に応じて  
差をつけている例があるわけでございます。これ  
は労働能力に差があるから、それに従って労働  
賃金が違ってくる、こういう観点であらうと思  
います。そういう点についてはわかれわれも、日本でも  
そういうことがいかにどうか、今後考えてみる必  
要があると思えますが、ただそれ以上の成年労働  
者の中で、年齢別にさらに差を設けるかどうかと  
いうことになりまして、確かに日本では年功序列  
型賃金制度というのがございますけれども、それ  
の是非という点についてはいろいろ議論もござ  
います。それから大企業では、年齢別、年功序列  
賃金というのは非常にはっきりしておりますが、  
中小企業あるいは単純労働などにおきましては、  
比較的成人労働者の間では業務の内容によつてき  
まっております。年齢別の差というものはござ  
いませぬ。したがって、その点をどう考  
えらるかという問題になりますと、世界にもあまり成年  
労働者の中で年齢別最低賃金というものはほと  
んどわれわれ承知しておりませんので、それら  
これらを考えて、日本でそういう点を考慮してい  
くべきかどうか、これは一つの問題点だろうと思  
います。中央最低賃金審議会などで、最低賃金の  
設定のしかたをどうするかということが検討され  
ておりますので、そういう御意見を承りながら今  
後検討してまいりたいと思います。

○栗林卓司君 諸外国の例を出されたのですけれ  
ども、事は日本固有と言つていいほど日本の原  
因、結果から生まれた問題ですから、とにかく何  
らかのそういう法制化をもつて雇用の道を安定的  
に開くべきであるということでは諸外国と同じで  
すけれども、そのときのワクのつくり方というの  
は、やっぱり日本は日本のワクをつくるよりしか  
ないような気がいたします。

そこで、これはこれまでの質問と関連があるん  
ですけれども、まごめた形でどなたでもけつこう  
ですから御意見伺いたしたいのですが、お伺いする理  
由を申し上げますと、五人未満にどんな範囲を



るわけでございます。

それから労災、失保適用、徴収だけではなく、全体的に一元的にまあとんぶり勘定というお話でありましたが、先ほどもそういう御意見をいただいたわけでございますが、繰り返すように恐縮でございますが、私どもはさらにほかの保険も含めて、こういう雇用関係にあります社会保険あるいはさらに国民全体を対象とする保険、社会保険というものはいろいろんな御意見があるかと思ひますし、諸外国も実例がございますけれども、現在とております労災、失業両保険につきましては、先ほどお答えいたしましたように、むしろ事務的な便宜的な観点から徴収、適用を一元化するという考え方でございまして、給付の面については、現行体制というのが一番現段階では執務的にびつたりするのではなからうかと思っております。ただそういう思想的な背景が常に沿革的にもございまして、諸外国の制度もございまして、また世の中もいろいろ動いておるのでございますから、今後とも関係各省と御相談をしながら十分勉強をさせていただきたいと思っております。

○栗林卓司君 いまのお答えでけっこうなんですけれども、一応確認の意味で伺わしてください。徴収の一本化はいい。そこで給付は分けなければならぬ、これはけっこうだと思ひます。ただ給付を分けるから、したがって、それは労災勘定、失保勘定、勘定別に分けてそれぞれの徴収勘定から振りかえられて別個に計算ができて、そこまでタイトにする必要がなぜあるのかということをお願いしたいと思います。

○政府委員(長岡寛君) ただいまの御質問に對しまして、お答えになりますかどうかわかりませんが、今回の制度改正と申しますのは、あくまで先ほどからお答え申し上げておりますように、保険料収入の徴収を一元化した段階でございます。現段階におきましては、先ほどから先生がおっしゃいますように、将来社会保険というものの性格が、現在のような各種保険の性格別の色分けがある

程度もう少しこん然一体とてくるのではないかと、という御趣旨はわかりませんが、現段階におきましては、まだ失業保険と労災保険という、おのおの別個の保険が厳然として存在いたしております。その保険料を徴収いたします仕組みといたしまして、その事業主が支払う賃金総額に応じて納める保険料の徴収を一本化することは可能でございますけれども、個々の保険の料率等は一応違つておるわけでございます。そういうたてまえから、現在のところはまだ特別会計の経理といたしまして、この両保険をはっきりと区分経理をしておいたほうが制度としては好ましいかと存じます。将来の問題といたしまして、保険料その他の社会保険まで含めまして、その徴収の一元化等が考えられないか、あるいは税という形で徴収すべきではないかという御意見につきましては、労働省の官房長も申し上げましたけれども、私もどなたもいたしまして、欧米先進国等の例を見ますと、社会保険の先進国に比べて、わが国の社会保険制度はよく制度的には完備したものの、給付の内容等についてはまだ不十分の点が多々あることは承知いたしております。これを改善していく場合、外国の例を見ますと、租税負担率のみならず、社会保険全体の負担割合が、現在のわが国に比べれば相当高い水準になつております。いずれは制度改正の内容と関連いたしまして、そのような国民負担の増加を求めると、外国の場合には一本の税という形で徴収しておる例もございまして、私どもとしてはそういう問題については十分検討に値する問題ではないか。現実問題としてなかなかむずかしい問題ではございませんけれども、検討課題としてはたいへん重要な課題であらうと思ひます。

○渡辺武君 私は持ち時間が少ないので、失業保険の問題にしばつて伺いたいと思ひます。したがつて、答弁のほうも簡明瞭にひとつお願いしたいと思います。最初に伺いたいのは、この失業保険制度の根本

の目的は何でしようか。  
○政府委員(中原晃君) 失業保険制度の目的につきましては、失業保険法の第一条に書いてございますが、「被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする」ということでございます。これはいろいろつけ加えることはできると思ひますが、一言で言えばそういうことになりまして、

「理事柴田榮君退席、委員長着席」  
まだ年間の保険料収入とのバランスでいきますと、大体一・四か一・五くらいということに相なつております。これをたとへば西ドイツ、アメリカ等で見ますと、年間の保険料収入の二・三倍、スウェーデンになりまして八・三倍、もつと多い国もございまして、そういうようなことでございます。確かに失業保険金を支給して、生活の安定をはかることとてございまして、やはり各国の例を見ましても、経済の変動等いろいろ考えますと、この程度の積み立て金が十分である、必ずしも十分であるということにつきましては、もつと減らしてもだいじょうぶじゃないかというところは言えないのではないと思ひます。すなわち、この程度の積み立て金は、諸外国の例から見ましても必要ではなからうか、かように存する次第であります。

○渡辺武君 現実は一・三四倍ということなんですけれども、根本の趣旨はどうですか。この年々累増している、この運用の根本の目的ですね。これはやはり失業保険法第一条に合致するように運用するのが本来のたてまえじゃないかと思ひますが、どうですか。  
○政府委員(中原晃君) この積み立て金につきましては、やはり資金運用部に預託しまして、必要な場合にはこれをすぐ失業保険に使えらるというところとてございまして、この積み立て金をその先どうするかというところは、必ずしもこの失業保険法

○政府委員(中原晃君) 失業保険の積み立て金につきましては、四十二年度から申し上げますと、昭和四十二年におきまして千九百三十億、端数は省きます。それから四十三年度が二千四百三十四億、それから四十四年度が三千九十七億、四十五年度が、いずれもこれ年度末でございます。四十五年度が三千六百十三億、それから四十六年度、これは見込みでございますが、四十六年度末で三千九百七十三億、かように相なつております。

○渡辺武君 そうしますと、使い残りが年々累増しているという状況なんですけれども、先ほど来省の預金部ですか、ここに積み立てられて財政投融資に運用されているというのを伺つたわけですが、この使い道がどのようなものに使わ

上から他にどうするか、こうすべきであるという解釈はいろいろむずかしい条件があると思えます。したがって、私どもとしましてはこの三千九百七十三億、約四千億の積み立て金を、必ずしもこれは十分でないものでございますので、失業保険の情勢によりましては、すぐ使えるような状況に置いておくことが必要と、かように存する次第でございます。

○渡辺武君 運用の根本の立場はどうですか。

○委員長(前田佳都男君) ちよっと、資金課長がこちらに向かっていますので……。

○政府委員(長岡貫君) 理財局の資金課長からお答えすべきことであろうかと思えますけれども、渡辺先生御指摘のように、失業保険の積み立て金が相当額に達しては、失業保険の積立金として、これはなぜこれだけの金額を積み立てておるかとお申しますと、景気的情勢、その他によって、失業保険金の支払いが一時的にふえる場合でも、支障なくその保険事業が営めるための一種の支払いの備金である。これがどのくらいあるかという点、これは先ほど来申し上げておりますように、むろん諸外国の、先進国の例を見ますと、年間の保険料収入の倍額程度までは必要であろう。わが国の失業保険制度も、その辺にめどを置きまして、現在保険料率のきめ方が、支払い賃金総額の千分の十三、これを労使が折半して負担しておりますが、積み立て金が当該年度の保険料収入の二倍をこえるに至りますときには、保険料率のほうを引き下げる、千分の十一までの範囲内で引き下げていくというようなことで調整をはかっております。

なお、保険料収入の一・四五倍になりました現在の積み立て金の運用のしかたでございますけれども、理財局のほうといたしましては、この積み立て金の性格が、長期的な運用にふさわしいお金の種類だとは考えないわけです。先ほど申し上げましたように、急激に失業保険金の支払いがふえた場合も、支障なく支払えるようなために積み立てているわけでございますから、したがって、財

投資の運用の場合には、この場合にはたいへん苦慮いたしております。当初からは運用の原資の中には計算に入れない。ただ金に区別はございませんので、最終的に失業保険特別会計から預かった預託金がどこに運用されているかと申しますれば、その一部は財投全体の原資になっていくわけでございますけれども、そもその姿勢というたしましては、この資金をどこに運用するという対象には一応入れてないということのようでございます。

○渡辺武君 先ほど、特別会計一本になるのだね。これは第一の目的に沿ってやるのだというふうな御答弁がありました。ただ現実の問題として、いままでも資金運用部のほうに預けるということだと理解しますが、そういう点にだつて、一体こういうふうになら果増している理由、なぜこんなふうなふえてきているのか、その点伺いたいと思えます。

○政府委員(中原眞君) これは四十年代におきまする雇用情勢が比較的好かった、これが一言で言えば、積み立て金が積み上がった理由である、かように考えております。

○渡辺武君 それは確かにそうだと思うのですが、しかし私は、それだけじゃないと思うのですね。やはり給付水準が低いこともその一因になっているのじゃないかというふうに思うのですけれども、どうでしょう。いまの給付水準で十分失業中の労働者の生活の安定ができるかと考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(中原眞君) 失業保険の金額につきましては、日本では賃金の六割ということになっておりまして、ILOの条約では、たしか四五%以上にしるということになっておる。日本の場合は六〇%になっております。これにつきましては、今年の四月一日からかなり大幅に上げまして、最高額につきましては千八百円を二千二百八十円、それから最低額は三百七十円を四百九十円というふうな大幅に上げまして、この給付水準の改善

をはかっているわけでございます。これは保険法にも必要な規定がございますが、随時その規定によって改善をはかっていく、こういうことでございます。それから低階級につきましては、十円加算ということがございます。一日当たり十円でございますが、そういうような加算も行ないまして、それからさらに、六割のほかは扶養手当、それから訓練を受ける方が非常に大事でございますので、訓練期間中はそのほか訓練受講手当、技能取得手当というふうなものがプラスされるわけでございます。今後とも改善をはかっているわけだと思えますが、こういう点で諸外国に遜色のない水準になっておるかと思っております。

○渡辺武君 失業保険の受給者の平均月額です。これを四十六年七月の数字でちよっと調べてみますと、二十二等級、だから大体平均程度と見てもいいと思えますが、これで見ても、失業保険の月額千四百四十円ということになっておりますね。これにかりに三十日掛けた月額で見ますと三万四千二百円、こういう金額が出ます。私は、これに多少の手当などがかりついたらとして、非常にこれは低過ぎる水準じゃないかというふうな感じがします。たとえば東京の、これはまあ生活保護の級地からいけば一級地になりますけれども、これで生活保護法による生活扶助の月額基準額を調べてみますと、昭和四十七年度で、三十五歳の男子、それから三十歳の女子、それから九歳の男子、四歳の女子の夫婦と子供二人の世帯の場合で四万四千三百六十四円、こういうことになっているんですよ。これね、機械的に比較するといふわけにもいえないと思えますけれども、しかし、生活扶助の基準額といえは、大体世間でも低いところというのが通念になっていて、ところがそれよりも、この失業保険の給付額のはうが低いというふうな状態が現にあらわれているわけですね。非常に低いじゃないですか。どうでしょう。

○政府委員(中原眞君) 生活保護との比較につきましては、いま先生もこれどういふような角度から比べるかというふうなお話もございましたけれども、私どものほうとしましては、この失業保険につきましては、結局世帯というわけでございまして、たとえば共働きも最近はお出でございまして、共働きの場合には、その個人個人ということでも、だんなさんと奥さんは別になるというふうなことでございまして、この失業保険につきましては、日本の賃金そのものの動向とからみ合っても、これが上がっていくということと存じますが、私どものほうとしましては、先ほど申しましたとおり、ILOの水準、それから諸外国の状況から見まして、これはひげをとらないと思っておりますけれども、まあ既存の規定等の活用、その他も含めまして、こういう失業者の生活の安定につきましては、今後とも万全を期してまいりたいと、かように存する次第でございます。

○渡辺武君 生活保護のほうは、これは四大家族というふうなことで算定している。ところが、失業保険のほうは、それは労働者本人と、こういうことになるわけですね。しかし、日本の普通の通念からいえば、大体その主人が働きに行けば、その収入でその家族を養うことができるようにしなきゃならぬというのが大體の通念ですよ。それが足りないから、夫婦共働きになってきたような現象も出てくる一つの理由になってくるわけなんです。だからそういう見地から見れば、生活保護費以下というのが失業保険の給付水準と、こういうことになっているのは、それはILOで出ている数字がどうであろうとも、日本の現状からいえば、これは低いと言わざるを得ない。日本の賃金水準が非常に低いということは、これはあなた方も御存じのとおりだと思っております。ですから、やはりこれはだんだん果増してきているわけですね。この使い残りが、ですから、全部これをなくせというわけじゃない。しかしながら、同時にこの異増している状況から判断すれば、この給付水準をもう少し、六〇%という

よりになつておるが、これを、この基準をもう少し上げたらどうであろうか。そしてまた、給付の日数、これも大体百八十日ということになつてゐるけれども、この給付期間をもう少し延長させるということをやらなければ、つまり失業した人たちは、失業保険で給付を受けているんだけれども、どうして暮らしていけないので、やむを得ず低賃金のところでもいから、しようがないから、がまんをして就職せざるを得ないということにならざるを得ない。いまの低い給付水準というのは、これはやはり低賃金制度を維持する政府のことばで言へば、いわゆる労働力流動化政策の責め道具の一つになつてゐるのじゃないかというふうに思ひます。この給付内容を改善するおつもりがあるかどうか、これを伺いたい。

○政府委員(中原眞君) 給付水準につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まあ六割ということはきまつてゐるわけですが、今年度最高額千八百円を、二千二百八十円というところで、これでいきますと、大体七万円ぐらいに相なるかと思ひます。それに扶養手当、それから訓練の場合にはその訓練の手当が加算されますので、まあ私どもとしては、先生のおっしゃるような御議論もあろうかと思ひますが、私どもとしましては、失業保険としては、他の社会保障とのいろいろな関係、基準法との関係、その他の問題も勘案する必要があります。それから給付日数につきましては、前は百八十日、六カ月でございましたが、これ一本やりでございましたのが、勤務年限の長い場合には、これが九カ月、十カ月と、三百日まで延ばすというふうなことになるのであります。失業者の多いところにおきましては、さらに九十日の延長措置というものもできる。それから職業訓練を受ける場合には、それにプラスしました、職業訓練受講期間中は失業保険をもらへる。極端にいますれば、半年の人が、半年の終わりがらになつて職業訓練校に入りますと、その半年プラス一年ももらへるといふふうなことに相なつ

ておりますので、まあ今後とも改善には努力いたしますけれども、そういう給付日数、あるいは水準というものにつきましては、何回も同じことを申し上げて恐縮でございますが、諸外国その他の水準に比べても遜色はないと思ひます。しかしながら、今後ともいろいろな面につきまして、生活の安定につきましては、一そう努力いたしたい、かように存じております。

○渡辺武君 今後努力してくださるということですね。まあ時間もないので次に移らざるを得ませんけれども、しかし、この点だけはよくお考えいただきたいと思ひます。それはつまり、諸外国と比べても遜色はないんだと言われるけれども、きょうは数字をあげませんけれども、日本の水準よりも、はるかに諸外国の高い例が幾つもあるんですね。特に先ほどの御答弁の中でも言われましたけれども、日本の社会保障の水準、これは一応制度は外国並みになつてゐるけれども、しかし、その内容は非常に悪いということ、これは佐藤総理大臣自身が国会ではっきり言明してゐるとおりです。だから、ほかの社会保障、社会保険の水準と比べても遜色がないんだという理屈はちつとも通らぬですわ。これは現実がはつきり物語つてゐる。やっぱり失業者が非常に苦しんでゐるといふことをよくひとつ見詰めて、改善も早急にやつていただきたいと思ひます。

そこで次に移りますけれども、私は、積み立て金がどうやって累増してゐる要因、これはなおそのほかにもあると思ふのですね。もう一つ見落とすことのできないものは、労働省の行政ですね、これがあつたらぬか。私、申し上げるまでもなく、失業保険法第三条に、失業の定義がありま

すね。この定義を読んでみますと、失業者というのは、離職者の中で、労働の意思と能力を持つてゐる者、しかも職場のない者という趣旨のことが書かれてゐる。いま労働省の行政で、この規定をいかに悪用して、そして受給資格のあるにもかかわらず、その資格を剥奪して、そして給付を受けるべき人に給付をやらぬという実例が

たくさんあるんじゃないかと思ひます。こういう点、あなた方もお気づきでしょうか。○政府委員(中原眞君) いま先生御指摘の、要するに安定所で失業保険をもらう場合の受給制限とありますが、この問題だろつと思ひますが、これはいろいろの機会に、いろいろの角度から御議論いただいております。そういう問題があるというところは、もちろん存じております。ただ、これにつきましては、私どもとしましては、当然労働の意思と能力を持つてゐるといふような観点で、これをどういふふうに判断するかというふうなことでございますが、まあ一言で申しますと、失業保険の保険金をもらうために、要するに安定所に来てお金をくださいということだけでは、やはり就職の意思、能力があるとは見なされないと

いうような観点でございまして、これの具体的な適用につきましては、いろいろ基準の問題、あるいは一万四千人おられます安定所の職員のことばつき、態度等からみ合ひまして、いつもいろいろおしかりをこうむつたり何かしてゐるわけですが、これはやはり失業保険の趣旨からいまして、生活の安定をはかるわけでございますが、就職の意思及び能力がないと認められる場合には、これは残念ながら給付制限するということに、これを機械的にやることなく、私どもは指導しておられますけれども、そういうような先生御指摘の問題もあろうかと思ひますけれども、私どもとしましては、これを嚴重にやつて、なるべく金を節約しようと、そういうような意図は毛頭ございませぬので、この点だけはひとつはつきり申し上げておきたいと思ふわけでございます。

○渡辺武君 問題は非常に大事だと思ふんですね。それでこの第三条の「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず」という「労働の意思及び能力を有する」といふのはどういふ基準で判断するのか。それはその基準を全部おしやる必要はないんですが、その基準というのが、法律で特定されてゐるのかどうか、その点だけお答えいた

きたいと思ひます。○政府委員(中原眞君) これは、具体的な基準につきましては、労働省の通達等でございまして、おろし、これにつきましては、法律の求めるところによりまして、職業安定審議会、これは労働者側、使用者側、公益委員で構成されて、そういうことで、失業の認定の問題につきましては、職業安定審議会の意見を聞いてきめた基準によつてこれを判定することになつておりますが、その「意思及び能力」ということにつきましては、これは解釈規定等はございまして、法律によつてこれが意思である、これが能力であるということには相なつておりません。

○渡辺武君 つまり法で特定されていなくて、だから結局のところは、それは審議会の意見などを聞くにしましても、これは行政当局が意思があるかどうかということ判断をして、そして第一条では、保険金を給付して、生活の安定をすることが目的だと言つていながら、その失業の概念規定のところ、お前は、これはもう失業者と認められないんだと、職場へ行く意思がないからということ、どんでん削り落とす。言つてみれば、この第三条の「労働の意思」と、これを判定する人が、これを責め道具に使つて、そして給付を受けるべき人を、給付をどんどん押えていくということが現に行なわれてゐる。これはたいへんなことだと思ふのですよ。で、お金をそれでふやそうと思つてはいないんだとおしやるけれども、それは確かに金の問題じゃないと私も思ふ、お金の問題もからんでゐるけれども、これも責め道具にして、賃金の安いところでも何でもかまわぬ。就職せざるを得ないやうに追い込んでいくと、こ

が私は最大の眼目だと思ふのですね。たとえば、これは東京都の例で申しますけれども、一つ一つ例をあげる時間もないのでままとめて申しますけれども、たとえば失業保険金の給付月額ですわ、これより下つた職場に就職をあっせんして、行かないからといって、これは、もうお前は就職する能力がないんだ、意思がないんだ、失業者と見なさ

きたいと思ひます。○政府委員(中原眞君) これは、具体的な基準につきましては、労働省の通達等でございまして、おろし、これにつきましては、法律の求めるところによりまして、職業安定審議会、これは労働者側、使用者側、公益委員で構成されて、そういうことで、失業の認定の問題につきましては、職業安定審議会の意見を聞いてきめた基準によつてこれを判定することになつておりますが、その「意思及び能力」ということにつきましては、これは解釈規定等はございまして、法律によつてこれが意思である、これが能力であるということには相なつておりません。

○渡辺武君 問題は非常に大事だと思ふんですね。それでこの第三条の「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず」という「労働の意思及び能力を有する」といふのはどういふ基準で判断するのか。それはその基準を全部おしやる必要はないんですが、その基準というのが、法律で特定されてゐるのかどうか、その点だけお答えいた

きたいと思ひます。○政府委員(中原眞君) これは、具体的な基準につきましては、労働省の通達等でございまして、おろし、これにつきましては、法律の求めるところによりまして、職業安定審議会、これは労働者側、使用者側、公益委員で構成されて、そういうことで、失業の認定の問題につきましては、職業安定審議会の意見を聞いてきめた基準によつてこれを判定することになつておりますが、その「意思及び能力」ということにつきましては、これは解釈規定等はございまして、法律によつてこれが意思である、これが能力であるということには相なつておりません。

れないと、こういうことをやって、労働者の反響を受けている。それでその点は引込めてはいるようですけれども、たとえば百円でもですよ、百円でも賃金が高ければそこを紹介して、そうして、いや賃金が低過ぎるからちょっと行けないんだと言ったり、お前は就業する意思がないんだから失業者として認められない、こういうことで、保険金の受給の制限をやる。ひどい場合には、これを打ち切るというようなことが行なわれております。それからまた、求職者が経験したことのない職種を紹介する、こういう例がたくさんあるんです。たとえば大工さんをやっておいて、そうしてこれが運転免許証がある。ところが、お前は運転免許証を持っているから、だからしてトラックの助手になれ、こういうこと。そうすると、大工さんは、自分の本職を生かすところに就職したいんだ。だから、これは困りますと云う。さつそくのところ、お前は労働の意思がない。こういうことでやられる。あるいは通勤片道二時間、大体これが基準になっているんじゃないですか、二時間以内。そういうところに就職の紹介をして、あるいはまた社会保険が何にもない職場を紹介して、それでいやだと言え、これが打ち切りの材料になる、こういう例たくさんあります。私たくさん持っているんだ。こういうことで受給制限をやるというの、これは不当じゃないでしょうか。これはね、失業保険法の根本的な趣旨、第一条の根本趣旨を踏みにじる。それだけじゃないのです。憲法で保障された職業選択の自由さえも踏みにじる。職業安定法の第二条だってはっきり書かれています。職業安定法の趣旨のことが、それさえも実際の行政で踏みにじる、こういうことになっているのじゃないですか。どうですか。

ど先生も、それはすぐ文句言って直したというお話でございましたけれども、そういうものは、私どもの基準からいって、賃金が低いので断わつても給付制限の対象にはならないと、そういうことになっております。その他万般の問題につきましても、いろいろ基準があるわけでございますが、まあこの基準につきましても、あまりこまかくきめずと、これが機械的になってしまふ。しかし、これをルーズにきめてしまふと、また安定所の職員の恣意が入ってくる、なかなかむずかしいところではございますが、先ほど、依然として相当まああそこなあれがあるではないかという御指摘でございますが、私どもの統計でとつてまいりますと、そういう紹介拒否等の給付制限の事例をとつてみましても、四十一年度あたりには、べますと、四十五年度の数字は、そういうことによつて給付制限をした例は三分の一くらいに減つております。したがって、これはまあ受給者自体のそういう認識も高まってきた点もあるかと思ふと思うのでございますが、私どもがやはりそういう点につきましても、機械的にやっておられないというようなこともあろうかと思ふ。四十一年度は五万三千件と、こういう件数が、四十五年度には一万八千件というふうに三分の一くらいに減つておりますので、私どものほうとしましては、この指導につきましても、何回も言っておるのでございますが、こういう点につきましても、数多い職員の中でございまして、たとえばそういうような考え方に機械的なことがないかどうか。それからことばつき等について不穏当な点がないかどうか、こういう点につきましても今後とも十分指導しまして、遺憾のないように指導したいと、こういうふうに思っております。

渡辺武君 それで、受給制限やつた例が減つていくと、それはまあけっこうなことですよ。ね。けつこうなことだけれども、もう少し実情を見てほしいと思ふのです。この物価高のうちに、失業した人たちまじり食うに困るのですよ、いまの失業保険の給付金の範囲内では。だから、打ち切られたらとてもたまらぬから、だから無理難題を言われても、泣く泣く就職せざるを得ないというのが実情じゃないですか。どうですか。私はいろいろ聞きたいのだが、時間がないので一つだけ聞きますと、東京都で二時間以内、大体まあそこなれば就職あつせんして、聞かなきや打ち切つてもいいんだと、まあ大体行くことになつていくようですね。これ無理と思いませんか。たとえばね、経済審議会の人的能力部会が、この四月に報告をしている中で、通勤時間は九十分でも望ましくないということを言っている。九十分は一時間半。ところが職安では二時間くらいはだいいじょうぶだということをやっているんじゃないですか。この点改善する必要があるんじゃないですか。どうでしょう。

政府委員(中原晃君) 何分以上、あるいは何時間以上かかる場合に紹介された場合はそれは気の毒、あるいは無理だから断つても打ち切らないうような、具体的な時間については、労働省のほうとしては指示いたしておりません。それから、その各地の実情とか、ほかの慣習等によりまして、こういうのは一律にきめたほうがいいの、あるいは各地の実情を勘案したほうがいいのか、あるいは各点もございまして、同じ二時間でありましても、その地域地域のほかの人の実情とか、そういうような点も勘案しなければならぬと思ふ。いずれにしても、結局この紹介拒否の基準といふものは、最後の結論までいくと、やはり常識的なところに落ちつくと思ふので、常識から見ておかしような基準があるとすれば、それはやっぱり問題だらうと思ふ。あるいはそういう点につきましても、まあ何がまた常識であるかという議論もまたあろうかと思ふすけれども、そういう地域地域の実情等も勘案しつつ、少なくとも失業保険法第一条の目的にそぐわないようなことだけはないように十全の指導をいたしたい、こういうのが基本的な考え方でございます。

政府委員(中原晃君) 季節的受給者——出かせぎの方でありますとか、出かせぎでなくても、季節的に失業保険を受給するというような方につきまして、特にいわゆる夏型と申しまして冬働いて夏故郷に帰ってくるという方の場合に、いま先生の御指摘のようなことがあるかないかということでございますが、私どものほうとしましては、要するに失業保険の趣旨からいまして、その間就職の意思及び能力を持ちながら職につけないということが要件になつてまいりますので、そういうようないろいろな判断の基準といたしまして、たとえば相当大きな田畑を持っていて、それも人にまかせるといふ形跡がないという場合には、当然その人がこれは相当部分働かなきゃならぬという、ことになりますれば、失業保険法でいう失業となされないのではないかと云うようなこともからみ合ひまして、そういうような田畑を持っているかどうかというようなことを聞くということもあろうかと存じますが、いずれにしましても、この例につきましても、先ほどの通勤時間の点と同様でございます。常識、それからその地方の実情等から勘案しまして、これが失業の認定として客観的なものに裏づけられるような一つの材料とし



ことをごいさすけれども、そういうような福祉施設等につきましては適正な規模で、適正な運用を行ないまして、この保険法第一条の目的に沿う方向におきまして、今後も改善運営していきたいと、かように存する次第でございます。

○渡辺武君 最後に一言だけ。いやちよつと納得できないんです。就職支度金はさつきも言ったように、いまだ政府が出してはいたやつを出さないようにして、この会計から出すようにしているんですよ。それはもう不当なことなんだ、これはどだい。だから、そのことを口実にして、雇用促進事業団への出資なども合理化しようとしている、これは間違っていますよ。大体、昭和四十四年の失業保険法の改悪の当時、政府はこの改悪案の中に、失業保険法第一条の目的に、この失業の予防や就職の安定ということを加えようとした、それが各界の反対によってやることができなかった、そういういきさつはあるでしょう。その各界の反対のあったことを、事実上雇用促進事業団への出資などの形でこうしてやっていると、これは、これは不当なんだよ。失業保険法の根本精神をねじ曲げているんだ、法にきまつてもいないことを、そういう理屈をつけてこういうことをやる、けしからぬですよ。これは法の根本目的に沿ったように、やっぱり給付内容の改善や、打ち切り、引き締めをやらぬという方向で解決すべきだと思ふんです。このことを要望して私は終わっておきます。

○委員長(前田佳都男君) 先刻の戸田委員の質疑に対しまして答弁漏れがございました。聞いておりますか。

○戸田菊雄君 きのうち中原審議官に、福岡県内の相互銀行の離職状況、これもあとで調べて答弁すると、こういうことですから、きょう来ておりますから、その辺の見解もあわせてひとつ。

○政府委員(渡邊健二君) 先ほど答弁のための資料を手元に持たせませんでしたため、答弁が漏れました沖繩労災法の適用関係の状況についてお答えを申し上げます。

沖繩労災法の適用状況、四十五年で申しますと、事業場数で三千六、適用労働者数が六万一千四百七十二人と、がよう相なっております。で、先生お尋ねのその中の農林水産業につきましては、事業場数百六十一、適用労働者数二千九百二十人ということになっております。教育・研究の事業につきましても、沖繩のはりの資料にそういう業種区分がございせんので、ちよつと教育・研究の事業につきましても事業場数、労働者数等わからなかったわけでございます。

なお、以上は沖繩労災法の適用状況でございますが、そのほかに沖繩で労災法ではなしに、駐留軍関係で米軍の布令の適用を受けている労働者がございます。業務上の災害の補償につきまして布令の適用を受けておりますのが合計して約三万五千ほど別個におられるわけでございます。

なお、沖繩における労働災害の発生状況でございますが、四十五年度で全産業で休業一日以上のものが二千七件、それを業種別に申し上げますと、製造業が大部分で千三百三十五件、そのほか建設業が三百四十五件、貨物取り扱い業が二百二十件等々の業種別の状況に相なっております。

○政府委員(中原隼君) 福岡相互の件でございますが、現在いま調べておりました、これ個別の会社の名前が出ますので、ちよつと正確に申し上げないといかぬかと思ふので、まことに申し上げありませんが、次回に報告させていただきます。

○戸田菊雄君 福岡相互銀行じゃございません。福岡県内の各種相互銀行、県内の相互銀行です。福岡相互銀行というのがありますが、そうじゃなくて、一行じゃなくて、県内の相互銀行の離職状況はどうか、そういうことですから、その点誤りのないように。

○政府委員(中原隼君) その点早速調べまして次回に御報告させていただきます。

○委員長(前田佳都男君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、四月二十一日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

昭和四十七年五月十五日印刷

昭和四十七年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局